

平成 2 7 年第 3 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 2 日目)

平成 2 7 年 9 月 9 日(水曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 1 9 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番 上 原 豊 茂 君
 3 番 河 端 芳 恵 君
 5 番 工 藤 弘 喜 君
 7 番 川 村 進 君
 9 番 堤 三樹磨 君

2 番 須 河 徹 君
 4 番 山 田 日出夫 君
 6 番 余 湖 龍 三 君
 8 番 西 森 信 夫 君
 10 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	山 内 啓 伸 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	夏 井 宏 樹 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第19、一般質問を継続いたします。

6番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、日本善行会北見地区支部への訓子府町の対応の現況についてお尋ねいたします。

日本善行会は昭和12年に設立以来、日本各地のボランティア活動等の支援や推進、表彰事業を実施している社団法人で、訓子府町も長年「日本善行会北見地区支部」の会員として、毎年、町民の中から表彰に値する個人・団体を推薦して、その功績をたたえてきています。

ただ、近年は他町村では表彰者を輩出している中、当町では、そのことがなされていません。それらを踏まえて、何点かお尋ねいたします。

一つ、訓子府町における「善行表彰受賞者」の実績はどのようなになっているのか。

二つ、表彰者推薦の過程と現状はどのようなになっているのか。

三つ、今後の展開をどのように考えているのか。

以上、お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「日本善行会北見地区支部への訓子府町の対応の現状について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをします。

まず、1点目の「訓子府町における善行表彰受賞者の実績」についてのお尋ねですが、日本善行会北見地区支部設立30周年記念誌による記述によりますと、社団法人日本善行会は、青少年の健全育成のための表彰事業を主な活動として、民間ベースで昭和12年に設立され、その後、成人・外国人へと表彰の枠を広げるとともに、さまざまな奉仕活動にも取り組んでこられております。全国で平成23年度までで、個人4万8,091、団体8,948に対しての表彰実績があり、昭和57年に設立された北見地区支部におきましては310名の方々が推薦され、それぞれ受賞されております。

組織的には、全国に74の支部があり、道内では北見・網走・釧路根室の3支部のみが活動を行っておりますが、北見地区支部につきましては、約20名の善行調査委員が置かれており、表彰該当者の発掘に従事されております。本町においては、これまでに「青少

年指導への貢献」「公共生活への貢献」「社会福祉への貢献」などのご功績により、30名の方々と5団体が受賞されており、直近では平成24年度に「社会福祉への貢献」により個人1名が受賞されております。

2点目の「表彰者推薦の過程と現状」についてのお尋ねですが、日本善行会北見地区支部の「善行表彰受賞者選考内規」によりますと、推薦された者は、支部の善行調査委員により、厳正に審査し公正に審議することとされております。また、推薦書の提出には、善行が行われた市町村長の推薦を必要とし、受賞者の選考は、本部が別途に設ける「選考委員会」が行うとされております。

直近の平成24年度での推薦事務では、推薦該当者については北見地区支部調査委員から町に対して最終推薦の依頼があり、町は内容を適当と認めて、町長が最終推薦者として推薦書に押印し北見地区支部に提出しておりますが、日本善行会の推薦要綱によりますと、最終推薦ができる機関は、都道府県、市町村およびこれらの教育委員会または関係の国の機関だけに限らず、関係諸団体または日本善行会の地域支部となっており、これらを推薦機関としております。

3点目の「今後の展開をどのように考えているか」とのお尋ねですが、日本善行会は、善行の表彰ならびに善行精神の普及と実践を通じて明るい住みよい社会環境づくりに努め、もって国の発展と国際親善に寄与することを目的とされており、今後につきましても、住民福祉の向上につながるものとの認識により、推薦該当者の依頼があったときには行政として今まで同様、協力を継続してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 3点について、的確だと思うご返答をいただきました。ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、実績につきましては、数字の世界なので、ここにあげていただいたように、訓子府町につきましても30名、5団体ということで、訓子府が北見支部の中に入ってから随時、毎年のように順次そういう人を探して表彰の過程をもっているということで納得しております。ただ、24年度を最後としまして、25年、26年、今年についてもきつとないんじゃないかと思えますけれども、この3年間について、そういう実績がないというのも事実でありまして、このことについては、具体的などうしてないのかというようなことが答えの中になかったと思いますので、まず、このことについて、どうして3年間についてはこういう実績があげられないのかということ、おわりの範囲でよろしく願います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私以上に議員の方が中身的にはお詳しいと思いますけれども、この日本善行会北見地区支部副支部長として中條寛道さんが非常に功績があつて、推薦をしていたという経過がございます。中條さんがご逝去されたことによりまして、事務局長の阿部幸雄さんも実はその前後して亡くなられたという経緯がございます。冒頭申し上げましたように、この民間団体の善行会については、昭和12年以来、全国各地でこういった実績がある方を推挙して、そして明治神宮で最終的には表彰するというものでございます。この3年間、行政としては、その善行会の支部、あるいは役員の皆さまからの推挙いた

いたものを最終的には町長が現状では推薦をこの北見地区支部に行い、そして、表彰していただくということが流れになっておりますので、民間団体のこの善行会の中心的な役割を担っている方が亡くなられたことによって、行政に対して推薦のそういったことがないということが24年からこういったことになっているということでございますので、行政が誰かを推挙して行政自身がうんぬんということには原則的にはなりませんので、そういう経過だということでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 現状として、かたちからいきますと最終推薦者は町長であっても、そういうボランティアをやっている推薦に値するような人を探してくるのは行政の仕事ではないというような表現だったと思いますけども、この善行賞の最終推薦者である町長としまして、これは答えの中にありましたように、町長じゃなくてもいいんだと。いろんな団体からの流れからでもいいんだということもありますけれども、長年ずっと訓子府町の場合は、最終推薦者は町長ということでやってきているはずでございます。それでその推薦する団体というのが中條さん、阿部さんということで、社会福祉協議会の中の人であったと思います。現在は中條さん、阿部さん亡くなった後につきましては、調査委員というのは訓子府町の中にもいると思いますけども、そこら辺の活動の実態、社会福祉協議会との関わりというようなことについては、どのようになっているのか、おわかりでしたらお知らせください。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、訓子府町にいる調査委員の関係と社会福祉協議会の関係でございますけども、今、訓子府町にいる調査委員は資料によるとお二方いるということでございますけども、そのお二方と北見地区支部の関係については、承知しておりませんけども、社会福祉協議会と北見地区支部の関係でございますけども、北見地区支部の方から社会福祉協議会には今までどおり協力の方をお願いしたいというような要請は受けているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） そういうところまでの話というか、そういうところまでしか行政としては把握をしていないと。そういう判断なのかと思いますけども、それにつきまして、どうなんですか、これは町長にお答えしていただきたいと思いますけども、こういう善行、今まで30人、5団体というものが表彰された中で、近年ないということの、そういうことになりますと、この賞の必要性と言いますか、地域にとっての、行政にとっての必要性と言いますか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 日本善行会の掲げている目標や実際に長年にわたって表彰していることについての評価については、これは異論を唱える何ものもないというのが私どもの考え方ですから、これは粛々とこれからも継続して進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、支部長の黒澤猛さんからも私自身に個人的に町も協力をお願いしたいということについては、そのとおりのこととお話をした経緯もございますし、それから、私

が福祉保健課長ですから、もう当時13年前になりますけども、中條さんと阿部さんというよりも、これは社会福祉協議会というよりは、たまたま善行会の副支部長と社会福祉協議会の会長、あるいは事務局長が兼ねていたということがありますから、私は阿部さんが社会福祉協議会の事務局長を辞意を表したときに、次の方がこれは一緒にやれることではないということで、社会福祉協議会としては、お引き受けできないということをお話した経緯がございます。そのとき私は福祉保健課長でしたから、私の方にその任を事務局長としてやれということが過去の経緯の中でありましたけども、これはとんでもないお話で、黒澤さんに丁重に私は私心を書いて行政の福祉保健課長が事務局長になることではないという返礼と言いましょか、ご返事を書いた経過がございます。その当時は中條副支部長というか、社協の会長とかなり厳しい議論をした記憶がございます。原則的に行政がその推薦母体や選考に直接関わるという点でいきますと、これは民間の団体でございますから、客観性や公共性等々考えていきますと私は非常に微妙な問題があると考えておりますから、やはり善行会の支部なりがきちんと設立して、あるいはその賛同する方々によって組織化されて、改めてその推挙いただいたことを町長として日本善行会に推薦するというのが私は基本だというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 福祉保健課が窓口と言いますか、今までの流れでは社会福祉協議会がありますので、そこから福祉保健課の方にいつ最終的に町長が推薦するというようなかたちできていた流れが、中條さん、阿部さんという世界でやはり止まってしまったということがわかります。町長としましてもこの意思なり、この会の活動には文句もつけないぐらい賛同を思っているということも確認できましたけども、やはり現状としまして、今、調査委員が2名訓子府の中にもいるということがありますので、この方々にもう少し頑張ってもらって、探していただいて、それで、かつ、やはり社会福祉協議会のそういう組織の中でこういうものをもう少し積極的な中で進めてもらうというような方法はとれないものなのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、2名の調査委員と言いましょか、そういった方がおられると。一人は実郷の鏡さん、それからもう一人は旭町の白崎さんということの名簿はいただいておりますので、これらの方々が支部の役員として、そういった今まで中條さんが行っていたことを担ってやるというお話であれば、私はそれはその推薦された方々については行政としてきちんと受けていきたいと考えております。これは改めて善行会の支部の方から、組織ですから、鏡さんや白崎さんに組織を通じてそういう意向をきちんと確認をし、そして従来の中條さんや阿部さんが行っていたことを支部役員としてやっていただくということを組織としてやはりやっていただくというのが筋ではないかなというふうに私は思います。

それから、これは余湖議員もご存じだと思いますけども、ご辞退される方もやはりいるわけです。例えば、この祝賀会に20人の出席を支部として求めて、会費をいただいたりするということもあって、推挙された人が、受賞候補者の方が周りに迷惑をかけてしまうというような遠慮する方もいたりするというのも現実の問題として、私は何度もそういうお話を聞いておりますから。それから、前の前の北見市の小谷市長から私どもの方にその

祝賀会に市町村長が出席することについては、いかがなものかという打診もあったことがあります。これは隣の井上町長ともお話を当時してですね、やはり私どもの町の善行の方が表彰されるときには、これは喜んで出席し祝意を表すことが本来であって、出席しないなんてことにはならないという返答をしたことがございますので、その点では、行政がやるべきことと、積極的に賛辞を送り、そして、お祝いをするということについては、全然問題がないと思っておりますので、これらのことを総体的に考えて、北見地区支部の問題として、やはり訓子府の支部をどういうふうに立ち上げていくのかということをご希望をしたいと私自身は思っております。

ただ、全道で3支部しかないという現実、管内ではもう限られた自治体の支部しかないという状況からしてみると行政が積極的にこ入れし、そして、つくり上げていくという状況ではないというふうに私は思っておりますので、ぜひ北見地区支部、あるいはまた過去に表彰された方々で、こうした状況を前へ進めていくという状況をぜひつくっていただきたいと考えているところが私の考え方です。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 町としての立場、それぞれの組織の立場というのはわかります。ただ最後に言われました、実際には、私も現実として、道内でもこんだけの支部しか参加していないと。これは全国ではどうなっているのかなとちょっと考えたことがありましたけども、そういう現状というのはありますけども、ただ、こういうのも30年たっていますから、それがそこからどれだけ広がってきたのか、最初のゼロから始まったことでしょうか、それがどこまで広がってきたのか、今後このことが3支部でなくて、もっと全道に広がっていくものなのかというのもちょっとわからないところですけども、ただ少なくともですね、この地域には、こういう組織があって、こういう表彰規定があって、こういうふうに人知れず頑張ってきた人たちが日の目を見るような表彰規定がある以上は、やはりそれを十分に利用した中で地域のそういうボランティアの芽ですとか、善行に対する表彰というか、たたえをしてあげるべきじゃないかと思っておりますので、今、町長のお答えの中にも善行会の方に働きかけをして、組織的なものの確立とか、そういうものの必要性を唱えていただきまして、ぜひともまた訓子府町からもそういうものが輩出され、少しでも今後、活動する方々が目標となれるようなひとつになればいいと思っておりますので、ぜひ、積極的な組織の強化とか、そういう善行会に対しての働きかけをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。善行賞については、この程度で終わりたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 当面は鏡さんと白崎さんにご意向を打診するということぐらいではないかなと思います。ご理解いただきたいのは、私どもの町がそういうボランティアや、あるいは表彰等については、町独自の顕彰条例をもっていますから、ここは町民の代表の方に審査会を開かせていただいて表彰するということは町として、それらの方に賛意を送ったり感謝の念を表すということが、こういうかたちですんでいますし、例えば、大きなものでいきますと叙勲というものがあります。これも大変厳しい資格要件がございます、例えば議員を3期やったからということで叙勲の該当にはならない。町長としても同じでございます。これは少なからずそういう審査基準の中で北海道が市町村に対して推

挙いただく候補者はいないか、あるいはどういう方を推薦するかという、ここから始まってくるわけでございます。その上で、うちの方は、こういう人たちを候補者として該当する方がおられますというふうに推薦し、それを北海道なり、あるいは内閣府、あるいは関係省庁がうんぬんして決めていくということを考えてもですね、やはり北見地区支部にこの経過を踏まえて主体的にやはり動いていただきたいというのが本当のところでございますので、これらの状況も一方ではご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） いろいろと中身の難しいところも現れてきましたので、今後そういうことも検討しながら、ぜひとも私としては発展的な方向へ行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目としまして、スポーツ少年団の団員ならびに指導者の処遇についてということですが、前回の一般質問でも団員ならびに指導者の派遣費用の現状・実績についてお伺いしていますが、今回はさらに具体的なお答えをいただきたく何点かお伺いいたします。

一つ、スポーツ少年団には、年間88万円の補助金が少年団本部を通じて助成され、各少年団も日常の活動の大きな助けとなっているところだと感じています。ただ大会派遣費の管内大会を勝ち抜いての全道大会の選手派遣については、補助対象経費の2分の1の助成となっています。日頃の活動の成果としての管内勝利・全道大会出場は何ものにも代えがたい貴重な経験だと思います。この派遣に対する補助金の全額補助の必要を感じますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

二つ、指導者への感謝の手段として訓子府町顕彰条例の中に善行表彰がありますが、現状の表彰の内容について、どのような基準なのかお伺いいたします。

三つ、指導者に対する講習会等の派遣費用について、現行の規定では、少年団指導に直接的な関与のものに限られています。ただ指導者を長年している者には年数に応じた個人の技量の向上に資する講習等への派遣の必要性を感じますが、どのように思うのかお伺いいたします。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「スポーツ少年団の団員ならびに指導者の処遇について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

本町のスポーツ少年団につきましては、スポーツを通して子どもたちの健全育成が図られており、現在8団体、約240名の団員が活動しております。平成26年度の各少年団の活動回数は、延べ899回にもなっており、各少年団の指導者や保護者などのご協力によりまして活発に活動しております。

まず、1点目の「全道大会出場に対する大会等派遣費補助金」についてのお尋ねでございます。

大会派遣につきましては「訓子府町社会教育・社会体育関係大会等派遣費補助要綱」により、訓子府町における社会教育・社会体育の振興のため、各種団体または個人が全道および全国大会に出場する場合に要する経費の一部を補助しております。

この制度は、時代の要請や各団体のニーズに応えながら補助の内容を見直しており、特

に小中学生には全道・全国大会に参加することは貴重な体験となることから、全道大会の出場権を得たもの全てを補助対象としたり、標準記録等を突破し全道大会へ出場する際も補助対象としたり、全道予選を通じて全国大会に出場する際の補助率を2分の1から全額にするなど、制度の拡充に努めてきたところでございます。

スポーツ少年団への本町の支援につきましては、今年6月の第2回定例町議会で余湖議員への答弁で述べたとおり、少年団への活動費の補助や大会派遣費の補助対象経費、指導者に対する派遣研修費など、内容については、近隣市町と比較いたしましても手厚いものであると考えており、現時点では現行制度を見直すことまでは考えておりませんが、各団体や保護者のニーズを踏まえながら補助内容については今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「訓子府町顕彰条例の中の善行表彰の基準」についてのお尋ねでございます。

顕彰条例の第7条で表彰対象者を規定しておりますが、第7条の3号に定める「その他一般町民の模範となるような善行があった者」については、さらに細かく基準を定めております。

スポーツ関係で申し上げますと「スポーツにおける指導及び普及活動が年間相当日数を超え、かつ、10年以上継続している者」「スポーツの活動を通じ、特に町民の模範となるような優秀な成績を収めた個人又は団体」となっております。

次に、3点目の「指導者に対する講習会等の派遣費用」についてのお尋ねでございます。

まず、日頃から少年団活動に対して指導者がボランティア的意味合いを持って支援していただき、また技術指導のため日々研さんされておりますことに敬意を申し上げたいと思います。

指導者に対する研修については、指導者の人員確保と資質の向上を図ることを目的に教育委員会といたしましては「訓子府町社会教育・社会体育関係指導者派遣費に関する要綱」により、指導者等に対して支援を行っております。

具体的な内容としては、一つ目として、スポーツ少年団認定員など、義務付けのある資格取得と、管内や全道のスポーツ少年団組織等が主催する指導者の資質向上に関する研修会に対しましては、補助対象経費の全額を助成しております。

二つ目としては、各種競技団体が主催する指導者研修にも助成する内容となっており、各競技の指導資格や審判資格等、指導に必要な最低限のものについては、個人資格に類するものに対しても2分の1の助成を行っており、少年団本部を通じながら各少年団に周知を図り、指導者等の研修機会の確保に努めているところでございます。

特に、個人資格に対する支援につきましては、近隣市町を見ましても、ほとんどない先進的な制度であり、スポーツ少年団活動の発展に寄与していると考えております。

以上のような状況でございますので、現時点では、指導者への研修の支援につきましては制度の拡充は考えておりませんが、今後も必要に応じた制度内容の検討を行い、指導者の専門性と資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。私も前回も似たようなことを質問していますので、なるべく重複されないかたちの回答に感謝しております。

まず、再質問させていただきます。

一つ目の大会派遣費の話は、これは具体的な話でありまして、現実としまして、年間どれぐらいのお金が出ているのかなというのは、前回の回答の中でありまして、スポーツ少年団に関する全道大会の派遣費用として半額負担の中でいきますと年間15万円から20万円ぐらいということで、近年そういう金額が出ているのではないかと思います。実際の話、回答の中にもありますけども、本当に今までもこれからもそうだと思いますけども、スポーツ少年団もだんだん人数も少なくなってきた、訓子府の場合は団の数がそんなに減ってませんけども、少年の数がもちろん子どもの減少とともに減っているような現状の中で各少年団苦労しながら人数の確保と活動をしているわけですが、それにプラスしまして、やはりそれぞれの訓子府だけではなくて、各市町村の少年団が同じ現状の中でそれぞれがやはり専門性の中で各競技、専門性の中で一生懸命レベルを上げてきていますので、これはやはり管内を勝ち抜くということの大変さというのは非常に貴重大変なことです、はっきり言いますと。今でも、私の知っている範囲でも訓子府の少年団ですとバレーとか水泳とかも記録とかの関係で結構、全道大会に行ってる範囲もありますけども、剣道なんていうのは、しばらく行ったこともないんですけども、やはりそれぐらい指導者も子どもたちも一生懸命の中で獲得するのがやはり全道大会の切符ということになっております。これせっかくこういう全道大会の切符を取ったんですけども、やはり全道というところと釧路とか管内でやる全道大会もありますけども、1泊2日で行くようならまだいいんですけども、札幌等の大会になりますと2泊3日とか、道南になると3泊4日とかというような、いろんなセレモニーとの関係もあって、それぐらいの日程があるわけで、やはり実際に、そういう経済的な問題というのは非常に大きな問題であります。私も今までやってきまして、子どもたちが全道行くんだからこれぐらいかかるよというような話でしかないんじゃないかというかたちで進めてきた場面もありますけども、やはり昨今の経済的な事情等言いますと、塾なんかもそうなんでしょうけども、お金がなければ塾に行けないとか、お金がなければへたすると全道大会にも行けないんじゃないかとか、そんなようなことも出てくるんじゃないかというようなことを感じます。食べたり飲んだり、おやつを食べたり遊んだりするお金につきましては別ですけども、やはり最低限派遣に関する、大会に参加するための派遣費用の全額補助というのは何とか認めていただきたいものなんですけども、今言った事情の中で、学校教育の中では全道大会とか、学校教育ですから全額の補助というのは当たり前なのかもしれませんが、やはり訓子府町にとってもこだけ子どもたちに対する手厚い中ですけども、さらに選ばれた全道大会経費に対する全額補助の必要性を感じますが、再度、教育長お答え願います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員の方から少年団に関する活動も含めた現状の内容も含めてのお話をいただいたところでございますけど、学校教育とスポーツ少年団の関わりという役割でいえば、スポーツ少年団は基本的には主体的に行うところの活動だというふうに私自身は認識しているところで、そうは言いましてもいろんな事情の中で主体的にやりましたも経済的な問題もありますから、そこは町ができる範囲の中で支援をしていく。後段

の指導者の養成の関係もありますけど、そこも含めた中で教育委員会としては、総体的な中での総合的な支援というふうに考えているところです。

それでお答えの中でまた重複する部分もございますけど、この大会派遣費の助成については、時代の要請や各種団体のニーズを踏まえながら補助内容を見直したというのが、前段お答えしたように、確かに子どもたちが日々努力している中で上位大会である全道大会、全国大会を経験するということは非常に励みにもなりますし、貴重な体験になるという意味合いも含めて、今までは優勝とか準優勝とかというものが、今は全道大会の出場権を得たら助成対象としていると。それと補助率の2分の1の問題はありますが、補助率の2分の1というところだけではなく、うちの補助対象としている内容としましては、例えば宿泊費だとか交通費だとか昼食代、内容も非常に充実している内容ということで、補助率だけの問題ではないということをまたご理解をいただきたいと思っております。

それで経済的な問題、確かに今の社会的環境や経済的な状況を踏まえたら保護者の負担というのは大変な状況もございます。それで前段お答えしましたように、今現時点、拡充するというか、大会派遣費の拡充というところまでは今のところ考えてはいませんけど、そういう経済的な困窮する世帯に対する、例えば、要保護世帯だったり、準要保護世帯の方がおられればですね、その辺のところは今後の調査研究しながら内容の見直しも含めてですね、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 全部じゃなくて、要保護、準要保護というようなことに対する、分けた中での補助ということは考えられるということでございますが、まず、そうですね、現在、訓子府町の場合は、そういう基準の中でと言いますか、全道大会に関しては、今までも、基準があるから、1位、2位じゃなくても全道大会行けますとか、繰り上げで行けますとか、そういうようなものはあったんで、そういうものにもきちんとして中で対象を広げてやってくれているというのも現実としてはわかります。ただやはりお金の話ですので、先ほど言いましたように数字が大きいかわ小さいかは別としまして、年間15万円、20万円今まで出してきた、これが全額出すとなると倍の金額で30万円、40万円出してしまうので大変なんだというようなことはお考えじゃないと思っておりますけども、やはり現実とした中で学校教育では全部出てるんですから、こういう頑張った中でのものについては、やはり全額補助というのが私としては進んだ訓子府としての最低限のものじゃないかと。ただ、その代わり全道に出るにあたって、やはり基準というんですかね、大会等の本筋と言いますか、そういうものを把握した中でこの大会ではちょっと全部は無理じゃないですかとか、こういう流れの大会でしたら全額がいいんじゃないですかとか、そういう中身の精査してもらっても構わないと思うんで、やはり堂々と管内大会で優勝した中で進めるようなものに関しては、やはり今後そういうものについては、そういう経済的なことじゃなくて全員の子どもに全額補助を考えていただきたいと思います。それがやはり一番いい方法じゃないかと思いますし、この全道に行くということの大変さはわかってもらえたと思っておりますけども、ぜひそのような方向性を展開していただきたいと思っておりますけども、この話はこれでやめますけど、どうですかもう一つ。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 大会派遣費の2分の1から全額の補助のお話ですけど、この競

技の何て言うんですかね、予選の困難さというか、競技によって、例えば子どもの数が減って、チーム数が少なくて全道大会に行ける競技もありますし、チーム数が多くて全道大会に行けないという、その内容も先ほど今議員がおっしゃったように、内容の精査ということで言えば非常に困難さがあるのが現状でございます。その中で精査しながら今の要綱の中身になってございますので、それらの現状を踏まえながら教育委員会としましては大会出場に関わる内容について精査というか、調査研究しながら時代に合わせたようなかたちでやっていきたいと思っております。ただし、補助率については、当面は今の現状の2分の1を基本としながら、今後は各少年団のニーズを踏まえながら調査研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） これ以上は水かけ論ですので、ただ、精査、研究をしていただいて、ぜひとも将来の子どもたちの活動が少しでもやりやすいように、やりやすいと言ったらおかしいですけども、ぜひ目標となるような補助をよろしくお願いしたいと思います。

では、次に、二つ目のこれはどちらかというと教育長でなくて町長の方の質問として考えておりました。

訓子府町顕彰条例の中の善行賞という中で、スポーツ少年団の指導者が表彰されているのが、毎年何かの競技の中で出てきているのも確かです。これは具体的には今、回答の中にありましたように「10年を経過した者」とか、その中にも「指導及び普及活動が年間相当日数を超え、かつ、10年以上継続している者」というような一項があります。この一項については、私は今回お願いしたいというか考え方をちょっとお聞きしたいと思っておりますけども、今、少年団といっても10団体ありまして、いろんな活動の中でやっているわけなんですけども、これは前回の質問の時にも具体的な例をお話したこともありますけども、やはりそれぞれの少年団の中で指導者もたくさんいる中でいろんな指導の体系がありまして、全員が全員いつも頑張ってくれているわけじゃなくて、時間をみながら補助的に出れるよとか、もうベースとして本当に出るやつは年に100日以上回数を出ているとか、種目によっては冬しかやんないとか、夏しかやんないとか、いろいろな条件がやはりこれ指導者の中にもあると思うんですけども、やはりこういうこの条例の中の一律、これが一律かどうかはちょっとそこら辺もお聞きしたいなと思っておりますけども「指導及び普及活動が年間相当日数を超え、かつ、10年以上継続している者」というこの欄についてですね、この10年というのがスポーツ指導者として10年という数字がいいのか、これですとやはり10年以上というのが一番先に来まして、相当日数を超えても10年以上は最低やってくださいと。そういうような表現になるんじゃないかと思っておりますけども、ここら辺どうなのでしょうかね、よその町のこともよくわかりません。訓子府町が特化しているのか、ちょっとそれもわからないんですけども、これは相当日数掛ける10年という表現は妥当な数字なのでしょうかね。いかがでしょう。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） この町の表彰規程につきましては、私が入ってから40年過ぎますけども、その頃でちょうど町の90周年記念だか、そのときにちょっと大幅にこう内容が変わって、広く採用できるというような状況になったと確か記憶がございましたけども、そのときにかなりこの基準も緩くなったという部分があって、今の例えばスポーツ関係の

表彰の指導者の関係につきましては、この10年というのが今の時代とその時代とちょっと違うかもしれませんが、今、指導者がいないという状況の中で、ただ自分の子どもがスポーツをやっているという部分がかなりありますので、その継続という観念も考えると、これは町の考え方が決まったという意味じゃなくて、考えるとちょっと10年というのは自分の子どもが2、3人いたら、単純にいけばですよ、小学校から中学校でいけば9年になりますから、それに1年プラスしたら、責任上もう1年残って指導するという状況になったら、それが表彰にあたるというのが本当にいいことなのかどうか、緩いのか厳しいのかという部分でいけば、ちょっとどうかなということもありますので、これは来年120年になりますので、そのときにどういう扱いをするのかも含めて、ちょっと今年検討しなきゃならないというような、今までもらったものを否定するわけではなくて、そのことも見直ししていくということも出てくるかなと思っています。これは個人の考えによって、10年の指導期間というのは、すごく長いものですから、例えば、子どもも何もいなくて、自分の本当のボランティアでその活動のためにやっている10年といったらすごく長い、一生懸命やっていることになりますので、例えば、余湖議員なんかそうですけれども、子どもが終わってからもずっと剣道、その前からずっとやっているというような部分と、惰性とは言いませんけども、子どもと一緒にやっている部分と一緒になるのかという論議がこの部分では数字だけでいけばいいものですから、そのことも含めてちょっと検討しなければならないなとは思っていますので、いずれにしても来年の120年でまた表彰関係って出てくるとは思いますけども、それに向かつてはちょっと検討しようかなと今、検討しようかなという検討をしているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 今、副町長のお答えの中に私が言いたいことが全てが入っていたような気がします。10年がすごい長いと今、副町長が言っていましたけども、やっている方にとすると10年はすごい長いのかどうかというのは、ちょっとやっている方は半分おもしろくて、もちろんそういうものもありますから、面倒見ているという意識だけでやっているわけじゃないんであれなんですけども、ただやはり、それともう一つ今言いましたように、子どもがいるから指導しているんじゃないかと。そういうのも確かにありますよね。ただそれが同じ子どもがいてもそれが全てじゃないと。それもわかってほしい一つの要因なんですけど。やはり私も10年で表彰とか、5年で表彰とかということの必要性も確かに区切りとしての必要性はあるんじゃないかと思えますけども、やはり要は現実として、その指導者のどのような内容で、どのような活動をしてきているのかと。そこら辺の把握がやはり一番大事なんじゃないかと思えます。現実として、これは各団体から推薦した中でやっていることですので、大変信用された中で教育委員会なり、総務課はそれを受けてくれまして、表彰という道もたくさんあるんですけども、やはり、ある意味ですね、これは先ほどの善行会と違いまして、町が表彰することですので、やはり町としても本当に現実そういう少年団の表彰規程というのがありますから、そういう少年団というのは、どういう活動をしているのかと、本当にこれははたから見ても、我々関係ない担当から見ても非常に内容の充実したことをやっているんだな、この人は頑張っているんだなというような引き上げというのは各少年団から出なくても、やはり担当部署の人間というのは、そういうものを見ていただきたいというような気持ちを私はいつも持ってい

るんですけども、現実として、今の教育委員会、社会体育の中では、そういうようなことは考えたことはありますか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本正徳君） 善行賞の表彰の推薦の関係なんですけども、現在においては、各少年団にこういうような要綱でというかたちでの推薦の情報等をいただきながら、担当の課の方でまとめて推薦をしているわけでありまして。推薦した内容につきましては、顕彰条例の方の審査会等で審査される内容となっております。現在この要綱に沿ったかたちの部分で推薦となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） すいません、ちょっと回答が違うんじゃないかと思いますので、再度よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 日頃の見守りを指導者の頑張りをどう見ているかという部分だと思いますけど、少年団本部事務局をうちの社会体育が担っているわけですし、日々の指導者との関わりでいえば、そういうところを通じながら、また、日々例えばスポーツセンターなり、学校のグラウンドなり、体育館なり、レクリエーション公園の野球場なりというところでの管理している部分もありますし、そこは管理等含めて内容も見てというか、子どもの活動の状況なり、指導者のどの方がどのような状況で指導にあたっているかということも含めて把握しながら日々、活動の状況について社会体育というか教育委員会として把握しながら指導者の頑張りを見ているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 教育長から日々、我々の活動を見ていただいているという回答だったので、その点についてはさらに見ていただいて、逆に言いますと、この活動はおかしいんじゃないのとか、こういう指導については、やはりおかしいんじゃないのかということまで少年団に対しては意見があっても別に問題はないと思います。それ以上にそれが言えるぐらい各少年団の活動に対して目を光らせていただくということが、やはり少年団という別組織であっても、やはり教育委員会の社会体育の中の一つの大事な組織ですし、将来につながるものですので、そういうことの必要性も非常に感じますので、それについては今後やっていただきたいと思います。再度お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに少年団活動の中では子どもの健全育成ということが目的でございますし、教育委員会としての社会教育の役割として少年団活動の見守りということが役割の大きな一つでございますので、これからも各少年団の役員さん、指導者含めて子どもたちを見守っていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。先ほど副町長がお答えしてくれた内容と合わせまして、今の社会体育の方の、そういう見た中での評価を交えた中でぜひとも120年に向かって、そういう表彰規程の中の指導者に対するものについての考え方をぜひ改めれとかそういうんじゃないくて、よく考えて、さらに指導者等が頑張るやれるような表彰形態にしていきたいと思いますけども、よろしくお願いしますけども、一言お願い

します。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから。一定の基準は何らかのかたちで設けなければならない。私的なことは発してはなりませんから、その点で言うと例えば先ほどお話がありました善行会でいくと毎日1回指導している人は7年以上、毎週1回指導している人については10年以上、毎月1回については15年以上なんていう、こういう規定の仕方もしている団体もありまして、ご存じのとおり消防団なんかは5年、10年、15年とかというふうに小刻みにやっている。

それから、社会体育職員が日常的に各少年団の活動を見守りながら、内容がもっと指導者なり少年団がやる気を出せるような状況の中で表彰を生かしていただきたいというのは、まったくそのとおり。むしろ積極的にそういった活動に職員がやはり出向いて見て活動の状況を的確に把握するということは当然だと。

最終的に改めて内容の検討は、これは私どもも検討の検討という話をさせてもらっていますけれども、現在、検討中でございますので、10年がはたまた短いとか長いとかということも含めて、中身的には検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。町長のことを信じまして120年を楽しみに待っていききたいと思います。

あともう一つ、3点目として私が質問させていただいた答えなんですけども、これは前回も同じようなことを言っていただきまして、現実的にそうだったのかなとさらに、確かにスポーツ少年団の指導者の派遣については、もちろん最低限必要、少年団の存続として必要なものですから、これについては文句なしの全額対象として補助していただいています。さらに個人的な講習会等の派遣についても半額の助成というのをいただいている現状がありました。これは大変、よその町にはないということなんで、ないんでしょうね。これはこれで大変ありがたい話だと思います。ただもう一つ言わせていただくと、これよくわかってなかったんですけども、二つ目として、各競技団体が主催する指導者研修にも助成する内容となっており、この内容については、この二つ目の内容については半額の補助をいただいているということで、剣道の指導者も使ったことがあるんですけども、これについての場所の基準とか、管内とか札幌まで行かなきゃいけないとか、そういうような規制はあったのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本正徳君） 指導者の派遣の要綱につきましては、場所の基準に関しましては、原則、北海道内とするということとなっております。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 北海道内ということで確認させていただきました。これは非常に使えることじゃないかと思いますので、ぜひとも剣道はもちろんわかりますけども、よその競技にも少年団本部通じてぜひ使っていただきたいということで宣伝しますので、いい派遣なんでぜひお願いしたいと思います。

もうこれ以上質問することはございません。本当に少年団に関しては大変手厚いという

ことはわかりますけども、手厚くすればするだけ、さらにさらにというのが受けている方ですので、それもやはり考えてもらった方が、やはりいいものを訓子府が先進して出していただくことによって、少年団同士での誇りにもなりますし、他町村との評価というのは、非常にいいものになってくると思いますので、これからもお願いしたことをできる範囲でよろしくお願いいたしますと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 励ましのお言葉をいただきましたので、そのようなできる範囲の中で教育委員会としても対応してまいりたいと思います。

研修費の関係でいきましては先ほどお答えしたような、今、内容になっております。それで私たち教育委員会としては、日々努力されている指導者に対しての、指導者のやはり養成なり確保、それと資質向上が教育委員会の役割だと思っていますので、研修会の内容、いろんな研修会が各団体、それとかスポーツ少年団なり、教育委員会とか、そういうところで主催されていることは少年団本部を通じて各少年団にはご案内をしているんですけど、なかなかやはり指導者も忙しい部分もあって参加できないということもありますので、なお一層これからそういう観点も含めて、そういう研修の機会の確保に努めてまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、川村進君の発言を許します。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村進です。それでは、一般質問をさせていただきます。

役場の臨時職員の処遇について、町長にお尋ねします。

町職員の数というのは、町の条例で決められていると思います。また、各部署において臨時職員が補助的に配置されていると思われます。しかし、臨時職員と正職員と言われている町職員の間の給与、給料、これどちらも同じなのでしょうけども、大きな戦力であるはずの臨時職員の給与、給料が大変格差が大きいのではないかと思いますので、これについての町長の見解を伺います。

まず、一つ目、町政の執行にあたり戦力となっている臨時職員と正職員の給与の差が大きいのはなぜか。

二つ目、臨時職員の年金の種類、掛金はどのようになっているのか。これは将来的に低年金者、低所得者を生み出す要因を行政自らがつくっているのではないかということからお伺いします。

お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「臨時職員の処遇について」２点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げることに努め、常にその組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図らなければならないと規定され、合理的かつ効率的な行政運営を行うことがうたわれております。

このようなことから、本町においても、よりコンパクトな行政運営を目指し、外部への業務委託なども取り入れながら、正職員数を抑制するなど、行政経費の縮減に努めているところであります。

一方で、きめ細かな行政サービスの確保、地域の雇用対策、さらにこれまで雇用してきた臨時職員の生計維持などにも配慮し、臨時職員の雇用制度も運用しながら行政運営を行っているところでございます。それらも踏まえ、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目に「臨時職員と正職員の給与差が大きいと考えるがいかがか」とのお尋ねがございました。

臨時職員については、その任用、賃金・身分等の取り扱いおよび勤務条件等に関し定めている「臨時職員の雇用に関する規程」に基づき雇用しております。

この規程では、職種により、任用期間が定められておりますが、最長で１２か月以内となっており、翌年度も引き続き雇用する場合は、雇用更新することができる旨定めております。

これは、地方公務員法で臨時的職員の任用は、正式任用の例外的なものであり、緊急的・臨時的な場合に限り任用が認められており、任用期間については、厳格に規定されているためであります。

また、賃金や休暇などについてもこの規程で定めており、臨時職員採用の際は、任用期間、賃金、その他の勤務条件を示し、そのことを本人にご理解いただいた上で、雇用しているところであります。

賃金の額については、業務内容の違いから職種によってさまざまですが、月額賃金が適用になっている職員に関しては、基本的に正職員の給料表を基準にしており、職種によっては経験年数を反映しているものもあります。

先ほども申し上げましたが、任用期間が最長で１２か月以内で、毎年更新して継続雇用されるという点で、正職員とは任用形態が大きく異なり、他の自治体、あるいは企業においても同様でございますが、そのことによって、正職員とはそもそも給与体系が異なることをご理解いただきたいと思います。

２点目に「臨時職員の年金の種類、掛金はどのようになっているのか、将来的に低年金者、低所得者を生み出さないか」とのお尋ねがございました。

臨時職員につきましては、配偶者の扶養になって働きたいという方もおり、そうした方などを除き、厚生年金に加入いただき、保険料については、職員と雇用主である町とで折半しております。

年金の額につきましては、被保険者となった期間、標準報酬月額、配偶者の有無など、

個々で条件が異なり、具体的に試算することは困難でありますことをご理解いただきたいと思います。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 川村君。

○７番（川村 進君） 今の町長の答弁ですと、国が定める、道が定める、町が定めるもので臨時職員の給与が決まるのかもしれませんが現実に安い、そして、今回この質問に対しては、はっきり言いまして、２名の方が私を激励してくれました。町職員が同じ仕事をしている、同一労働・同一賃金ということが今、派遣法でいわれています。それで町の職員、正職員といわれる人たちがもらっている給料と、同じ仕事をしている臨時職員になぜ国、道、市町村が区別をして給与を払わなきゃいけないのかという疑問は、これ町民の何人もの方がもっているわけです。私も思います。これは差別ではないのだろうか。どのような決め方であっても、同一労働に対しての対価は同じように支払われるのが本来であり、自治体としては、それを十分理解して給与を決めなきゃいけないかと思います。どうですか町長。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、同一労働・同一賃金ということでお尋ねがございましたけれども、いわゆるですね、昭和５８年に第二次臨時行政調査会の中でですね、技能職員ですとか、労務職員につきましては、５９年度以降については、採用しないというようなことの指導通達がございまして、それ以来、当時はですね、うちの方にも正職員として例えば土木技能員ですとか、土木技能関係の職員等がございましたけれども、それ以降、新規の採用というのは行っていないということでございます。その第二次臨時行政調査会のときには行政業務の委託化、そういったことで合理化を図りなさいということだったんですが、町としましては、当時、臨時職員として雇用されている方もおりましたので、それらについても配慮した中でですね、業務委託ではなくて直営方式による事業を行うということで臨時職員の方を継続して雇用しているところでございます。この同一労働・同一賃金という考え方につきましてはですね、同じ事業所において、同じ賃金をもらうという考え方ではなくてですね、同じような業務をやっているものについては同じような賃金を支払うということが基本になると思います。いわゆる地方公務員法の中にもですね、単純労務職員という規定がございまして、これについては、地方公務員法の適用の特例扱いということになっておりまして、現在うちの町の方で雇用している方についてはですね、土木技能員ですとか、それから一般的な事務の補助的な部分というようなことでですね、また正職員とはまた業務の中身がちょっと異なりますので、そういったことで給与なり賃金で差がついているということもありますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村君。

○７番（川村 進君） お話はよくわかりませんが、とにかく町職員、臨時職員というと守秘義務違反であるとか、いろいろと責任を持たされるはっきり言って。今、町にはたくさんいますね、図書館に女性３名とか、プール、それから体育館、それで私も議会事務局にも１名います、それで本人と給与のことなんか一切話したことないけれども、予算書見たら分かるんです。それで今回、１４万２千円で新規採用されています女性職員。

この方と私どもにいる職員と比べると14万2千円の10か月分ぐらいの給与にしかならないです、私どものところにいる方。それで本人は何も言いません。給与も何も。で私も聞きませんし、ただ、底上げが必要ではないかなと思います。なぜなら、守秘義務違反というのは、ものすごいものですねこれは。ぺらぺらものをしゃべれない。それを考えただけでも、もう少し給与を上げなきゃいけないのではないかなというのが私の考え方です。そして今回は本当にこの質問に対して、とにかく給与底上げ、臨時職員の底上げを町長に訴えろという激励です。で私もわかったよと言う。だけれども町はいろいろな規定によって、いろいろしばられるものがあるって給与を簡単には上げれないと言う。しかし、これは特例があるんであれば特例に従って外して、そんなものは外して町独自のものをつくれればいいんじゃないですか、どうですか町長。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 臨時職員の賃金につきましては、今、現行の賃金制度というのが平成21年に賃金全体の制度見直しを行いました。そこで底上げしているものは底上げしているというようなことにしています。それから職種によってはですね、経験年数と言いますか、それらも勘案した中で毎年賃金が上がっていくような仕組みもその時に取り入れております。昨年、最低賃金法に基づきます北海道の最低賃金が748円に上がったというようなこともありまして、それに伴いまして、日額で働かれている職員の賃金についても見直しを行っております。また、今年もこの10月、来月の10月8日ですか、最低賃金が上がるという情報をお聞きしていますので、今度は764円になるのではないかな、大体2.7%上がるのかなという情報もありますので、それら最低賃金の引き上げ率なんかも勘案しながらですね、今後賃金等の設定についてもですね、引き上げると今ここでは申し上げられませんが、そういったことも勘案しながら賃金の見直しも行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村君。

○7番（川村 進君） 要するにそういうことで今度上がりをみてやると。しかし、町自体では今のこの安い臨時職員の給与を上げないということですね。上げないんですね。どうですか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 臨時職員の給与については、今、端的な言葉で究極的に上げないとか上げるとかという論議になりますけども、まず、一番先にちょっとお話しておかなければならないのは、職員の定数はうち121人、条例で見たことあると思うんですけども、実際96人いるんですけども、徐々に削減してきているという部分があって、ただ臨時職員の場合は、先ほど特例だという、扱い方が臨時任用という部分で法律上は特別だよという話をしたんですけども、ただこれ使い方にしても人材が臨時職員の人材が例えば札幌、東京とか、そういう都会と田舎とは違うという部分が、働く人が少ないという部分がありますので、そういう部分でいけば、本来であれば全部の、川村議員の理論でいけば全部の臨時の職員も職員であれば同じ給料になるという状況になると思います。ただ給与というのは、それは理解してほしいんですけども、入ったばかりの人と40代、50代とかね、そういう人たちの給料と同じではないというのは当然、一般的には理解されると思うんですけども、それを除けば職員と臨時という部分でいけば、働く人が厳密にいけば6か

月、6か月で12か月ってさっき町長の答弁の中にもあったと思うんですけども、6か月で特別6か月を延長して1回こっきり使いますよというのが法律の理論なんです。臨時職員はですね。ただそうすると田舎の場合、次の年、次の年、またその次の年という働く人がいなくなるという状況が出てきますので、ただ問題なのは職員が少ない。仕事その部分が不足する部分を臨時にお任せするという、頼むという部分については、使い方が悪いのか、同じ業務をしているという部分ではね、臨時職員と職員が同じ業務をしているというふうに考えられるのであれば、臨時職員に与える仕事というかしてもらい仕事、その内容が悪いのかというのが出てきますので、いずれにしても職員と臨時でおのずと違う部分でいけば、先ほど守秘義務の話ありましたけども、守秘義務は地方公務員の部分ですけども、全部の臨時職員も同じ扱いになります守秘義務については。ただ仕事のやる権限とかそういうものは当然そこまでは与えられておりませんので臨時職員については。だからおのずと内容については違うという部分が職員と臨時ではあるという部分はあります。そして、究極の話をすれば賃金でいけば職員よりも給与高くすることは可能です。理論的にはですよ。裁量として町で決めれるわけですから賃金というのは。だけど現実的にそうはならないだろうと。ほかの町村と比較するかどうかは別としましても、うちの町村だけが突出してという部分はないですけれども一般的には慣例法と言いますか、法律に基づく昔からの流れも含めて慣例法も法律になくても慣例で、それで流れるんですけども、同じようになるんですけども、現実的には他の町村と差違のないようなかたちで臨時の賃金というのは定めているというような状況になりますので、そう考えれば差があって当たり前かどうかという論理はその人によって違いますけれども、職員になるとならないという部分では権限の部分がありますので、仕事の内容が同一だから同一賃金で同じ賃金に上げるべきだという論理はそれぞれの考えによりますけども、ちょっと我々は違うかなというふうに考えています。そして、これが今、給料を上げないと言うのではなくて、元々他の町村とも比べながらも、うちが低いか高いかあって何百円の差ですけども、徐々に上げてきて、確かに高い安いでいけば、平成20年に入ってからかな、うちは他の町村に比べて安かったんですけども、かなり底上げをしてきているという部分がございますので、いずれにしても最低賃金よりも上回るという意味じゃなくて、上がった率の分は徐々に上げていっているという、仮に極端に言えば職員が下がったり上げなかったりしたときでも臨時職員はその分を上げているという状況もありますので、周りとの均衡をとりながら賃金を定めているというような状況でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 川村君。

○7番（川村 進君） 賃金格差、これは人間あってはいけない。同じ年齢で同じ仕事をやっていれば同じ賃金が与えられなきゃいけない。これは民間では差が出て、今回あれですね、この広報の中に職員の給与がでています。それではっきり言って42.5歳で590万円以上の給料を与えられているというふうになっています。595万円というところこれはすごく高いですね。私は高いと思いますよ。それが臨時職員の私のところにいる職員と比べると400万円ではきかないです。590万円と140万円、440万円ぐらいですね。同じ人間で同じような仕事をやっていると思いますよこれ、それで本人は何も言いません。予算書を見るとえらい低いな、かわいそうにと、それで休みを取らされる。町長

が言ったけれども、休みを取らされるのではなくて、取るのか取らされるのかですね、それで昔私らが聞いたときにはボーナス12か月間連続で勤務するとボーナスを正常な職員と一緒に金額を払わなきゃならないから休めというふうにされていた。それで私らはそういうふうに思っていたら、何か保険の関係とか、いろいろあって1か月ぐらいは休むということですね。どうして休まなきゃいけないか、町職員と同じ仕事をやっているんだから、同じ保険をかけて、そしてやるのが私は普通ではないかと思います。これは人間性の問題もあるけれども、町長は人間性に素晴らしいものを持っていると評価を受け、福祉に対しても大した力を入れてという評価を受けているはずですから。そのときに臨時職員にだけは、どうしてそうなるのか。私は不思議ではないのです。それで後の質問にもこれに近いようなことを言いますけれども、私が思うのは、同一労働・同一賃金が基本であって、労働時間が同じであれば、全て同じ賃金になるのではないかと。590万円を42.5歳でもらって、そして臨時職員が140万円程度、これでは人間がおかしくなるんじゃないですか。

それと今回、職員を採用していますね、何名採用して、そのときに退職者が出なかったんですか。私が聞いている話では、同じ職場で長年同じように働いてきて、この人が本採用になった、正職員になった、この人はならなかったと。それでこの人は辞めて出て行ってしまったというようなことが起きて、2名ばかりの方がそのようなことが起きたと聞いていますけれども、採用の基準とか、そういうので、どうしてそういうことが起きるのか、ちょっとお話いただけますか。

○議長（上原豊茂君） ちょっとお待ちください。川村議員、今までちょっと我慢していたんですけど、川村議員の表現の中に相手が特定される部分が多々あるんです。相手を特定できる発言が多々ありますので、十分その点は配慮してください。

○7番（川村 進君） それでは答えにくかったら、臨時職員に退職者が出たか出ないかについてはいいです。

しかし、私らが若い頃から働いてきたときに、臨時職員の処遇については、労働組合が力を貸してくれて、よく労働組合が応援してくれました。この自治労というのは労働組合であってオープン・ショップで組合員であっても組合員でなくても職員であるということからして、臨時職員の処遇・待遇というものに力貸してくれないんですね、どうですか、これは町長が答えられなかったら、ほかの方で結構です。労働組合は応援してくれないんですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 労働組合の関係でございますけれども、毎年、町長に勤務条件ですとか、職場環境ですとか、そういった関係での要求等が出されておりますけれども、その際には臨時職員等の関係についてもですね、内容的には勤務条件等の改善についてというようなことで、それについても要求項目の中には入っております。

○議長（上原豊茂君） 川村君。

○7番（川村 進君） 結論を言わせていただきます。要するに私は同一労働・同一賃金を町として目指していただき、今の臨時職員の処遇を底上げしていただきたいというのが今回の申し込みで、それはいろいろと問題があって、中に入っていけない問題があるようですから、次の質問に移ります。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常にメンタルな問題もありますから、それらについてちょっと避けたいと思いますけども、まず1点目であります。同一労働・同一賃金は、これは私が自治労の書記長時代にももちろん掲げておりましたし、臨時職員の待遇改善についても強く求めていた経緯がございますから、原則的に同一労働・同一賃金のいろんな議論はありますけれども、川村議員の主張することについては、まず是として、よしとして、考えたいと思います。

私は本来、正職員にすべきだと思うんですよ全員、そういう臨時を採用する必要ない。本当に短期的な6か月、6か月で採用する以外の者以外は、臨職というよりは正職員にすべきだというふうに思います。だけど、そうはいかない事情がたくさんあります。

一つは、例えばさっき昭和58年の土光さんがやっていた臨時行政調査会の中でさまざまな省庁からの諮問というよりも意見が出されたということもありますけども、例えば現業職員、車両の運転手、土木作業員、牧場、保育士、こういったものは民間にやりなさいという方針です。国は民間に。だから例えば車両の運転等の業務は北見、置戸含めて、うちのように直営でやっているのはもうないです。だけど私は一定の条件のもとでできるだけ可能な処遇をしながら直営で何とかやる、そして住民の方に不便を感じさせないという状況をつくっていくというのを原則にしなければならないということで、その民間委託や、あるいは民営化については、私は基本的に反対しております。ですから私が町長をやっているうちは現状の給料の安い高いは別ですけども、さまざまな労働形態の中で直営でやっていくという方針を現状では貫いております。だから、かつては車両の職員、牧場の職員、学校事務等は全て正職員でした。十数年前までは、おそらく20年もたつでしょうか。しかし、行政の状況の中でほとんどこれは臨職化なり、あるいは民間に仕事をしてもらうという方針に切り替えています。ですから、そういう経過の中で、私はさまざまな事情や状況によって給料を、最低賃金法はもちろん守らなければなりませんし、一定の年休やそういったものも少しずつ改善させながら、私は雇用条件の雇用契約を結んでいるというのが本当のところでないかと。

しかし、川村議員がおっしゃるように、毎日同じ仕事をして、毎日同じで、例えば保育士です。昔は季節の保育所で9か月とか11か月雇用があったんですけども、今ほとんど毎日雇用するという状況になっています。この中で担任を持っていながら臨時職員でいいのかどうかということです。それで私は4名の採用枠で社会人枠といいたいでしょうか、4名というのは、これからのこども園で少なくとも担任は正職員にするという条件の中で4名、新卒も含めて4名、そして今、働いている人もこれは50歳を限度にしましたけれども、試験を受けていただきました。しかし、臨時の人は5名なり6名なりおりますから、試験を厳しい試験、学科試験、実技試験、面接、作文等々の試験を客観的にやらせていただいて、その中で残念ながら1名の保育士が採用することには漏れてしまった。じゃあその1名も本採用にしますかということには、私は一定の基準というのがありますから、ならないんじゃないのかということで、少なからず4名の季節、へき地保育所の保育士たち3名は本採用にさせていただいたという状況があります。高く高く評価されています。しかし、批判も受けています。何で40代の臨時の保育士を本採用にしなければならないのかということも言われています。これは当時の議会も含めてご理解をいただいて、私は試験をき

ちんとさせていただいて、この人数で採用させていただくということで試験をやったという経過の中です。残念ながら1名、2名とおっしゃいましたが、1名の保育士は他の保育所が変わったということが実態のようでございます。

それから事務員であります。これも4名を、レセプトをつくっている福祉保健課の職員、それから水道業務をやっていた職員等を含めて、車両の管理業務をやっていた職員は、これは365日、1年を通して仕事をしなければならないという業務ということで認定して4名を事務職員として正式採用しました。これも40代の者もおりますし、30代の者もありましたけれども、私は客観的にみてこれは正職員化をしていくということが正しいのではないのかということで、同じように試験を行って、そして採用の決断をさせていただいたということでございますので、あと今、日々の雇用や今でも臨時の方がいろんなかたちでおりますけども、これは状況を勘案しながら、月額、日額等を使ってやっていると。ただ1点、検討しなければならないのは、川村議員がおっしゃったときに、総務課長から答弁したように、何年か前に一回見直しをしていますから、改めて、底上げという表現が適切かどうかはわかりませんが、もう1回全体の最低の賃金の格上げやわたりや、あるいは年休等々も含めた見直しや検討は必要な時期にきているのではないかというふうに思っておりますので、この点をご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村君。

○7番（川村 進君） よくわかりました。採用の件もわかりました。

しかし、ここではっきり言っておかなきゃならないのは、私たちが子どものときからずっと青年期に町職員のことを親方日の丸と言っていたんです。親方日の丸、悪いことさえしなければ高い恩給、そして、親方日の丸だから給料の遅れることもなければ、給料、遅配ですね、というそういうふうに教え込まれて、私もそう思っておりました。今でも町内に私の年代より上の方は、今でも親方日の丸という言い方をする方がいますよ。ということは、そういうようなことを言われえないような仕組みをつくっていただいて、今後、がんばっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

障がい者の自立に向けた支援について、町長にお伺いします。

一つ目、障がいのある方の支援については、国、道、市町村が力を入れていると考えます。その仕組みはどうなっていますか。

二つ目、障害者自立支援法で支援されている方々は何名いて、町内に就労支援の施設はありますか。

三つ目、障がいのある高齢者は何名いますか、また、その方々が入る施設はありますか。

この3点、お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「障がい者の自立に向けた支援について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをします。

1点目の「障がいのある方の支援の仕組み」についてのお尋ねですが、平成25年4月1日に「障害者総合支援法」が施行されましたが、この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したものとなっております。内容といたしましては、

障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービス事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定められております。

障害福祉サービスは、個々の障がいのある方の障害支援区分や勘案事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村によって柔軟に実施されるコミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別されております。

また、公平なサービス利用を実現するために、手続きや基準の透明化・明確化が図られており、介護給付では、全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、市町村に設置されております審査会において、障害支援区分の審査判定を行い、その審査判定結果に基づき、市町村において障害支援区分の認定を行っております。この障害支援区分は「社会活動や介護者、居住等の状況」「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等の支給決定をするための勘案事項となっております。

また、障害福祉サービスの自己負担は、サービス量と所得に応じた負担の仕組みとされております。

また、施設入所や日中活動サービスに伴う光熱水費等の実費や食費につきましては、実費負担を伴いますが、自己負担、実費負担ともに、所得の少ない方の負担が大きくなりやすいよう、軽減措置が設けられております。

なお、サービス給付にかかる利用者負担以外の費用につきましては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1の負担となっております。

2点目の「支援を受けている方の人数と町内の就労継続支援施設の有無」についてのお尋ねですが、本町の障害者手帳の交付を受けている方は、430名余りおりますが、その内、障害福祉サービスを利用するために、障害支援区分認定を受けている方が67名で、約15%となっております。

町には、NPO法人「福祉サポートきらきら本舗」が、訓練等給付である就労継続支援B型の事業を運営しておりますが、就労継続支援B型は、障がいにより事業所などに就職することが困難な方に対し、雇用契約を結ばずに働く場所を提供するサービスとなっており、非雇用型と言われております。雇用契約を結ばない生産活動と、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練の提供を受けることとなっております。

なお、利用者に対し支払われるひと月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならないものとされております。

3点目の「障がいのある高齢者の人数とその方々が入る施設」についてのお尋ねですが、本町の障害者手帳の交付を受けている高齢者は249名おりますが、その内、障害福祉サービスを利用するために障害支援区分認定を受けている方が4名で、約1.6%となっております。さらに、サービス利用者4名の内訳は、在宅の利用者が2名、施設入所者が1名、グループホーム入居者が1名となっております。

なお、障がいのある高齢者の施設等の入所につきましては、グループホームや障がい者入所施設等に入所できる場合もありますが、基本的には介護保険法によります特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症グループホーム等への入所が優先されることとなります。従って高齢者になる以前から障がい者施設等に入所している方や、65歳以上の知的およ

び精神に障がいのある方は、障がい者グループホーム等に入所することができます。

以上、お尋ねのありました３点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○７番（川村 進君） 障がい者が今、就労する。そして、町長は３千円以下の報酬であってはいけない。こう言われましたが、本町できらきら本舗がやっているところでは、逆に３千円を払わないと入っていけないんじゃないですか。そういうふうに聞いていますが、３千円を払って１時間１００円程度の工賃を受け取り、そして月末精算されるのか、いつ精算されるのか、何日間、就労というかたちでなくて、サービスを受けるというかたちだそうですから。３千円を払って３千円以下の収入であってはいけないという、これ３千円払ってやっているんじゃないですか、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、福祉サポートきらきら本舗の関係で訓練等給付ということで、サービスを受けている方が３千円を払ってやられているんじゃないかということでございますけれども、サービスにつきましては、法律上決まっております、原則１割負担でございますけれども、ただ、減免規定等がありまして、生活保護受給世帯とか非課税世帯につきましては、負担上限額が０円ということになっております。そういった意味では、３千円を払うということがどうかと言うことにつきましては、承知してないところでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○７番（川村 進君） この３千円払う、払わないはいいんですけども、どんな作業なんですかね、この方たちがやっている作業、それで町が配食サービスというのを委託していますね、このきらきら本舗に、１食、私が聞いたら３００円の材料費で８００円のものをこの障がいがある方たちが作業をして作り上げて、そして、それを受ける、配食サービスを受ける方たちは８００円払うそうですが、本当なんですかねこれ、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 町の方で配食サービスを委託していることでの内容でございますけれども、１食につきましては、議員おっしゃったように１食８００円になっております。配食、夕食として弁当で月、水、金、１週間に３回出すんですけども、その１食の利用者負担金については、その食べている方からは３００円の負担ということでいただいております。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○７番（川村 進君） じゃあ３００円、８００円の弁当を３００円払えばいいことになっているんですか。そしたら、そのほかのお金は町が負担するんですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 委託料として８００円、利用者からは３００円いただいているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○７番（川村 進君） それでは５００円は町が負担する。そうするとこの施設に調べたところが町は委託料として２８０万円を超えるお金を入れているんじゃないですか。そして

また弁当代1人当たり500円、280万円を超える委託料の助成をしているのではないですか、町は。どうですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 平成26年度の委託料の関係でございますけども、高齢者の部分と障がい者の方に対する配食在宅福祉サービスということでやっておりますけれども、全部で3,604食になっておりまして、金額にして288万円ほどになってございます。これが委託料でございます。その分、1食300円をいただいておりますので、その分の利用者の負担金として108万1千円をいただいているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） そしたら何か私が聞いたのとちょっと違うね。委託料として、いくら払っているって。そして、それで食事をした人からもらったものは町に委託料の中でなくて入ってくるのかい町に。町に入ってくるのですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今1食800円で弁当を作って配達して回収までということで、全て見守りも含めて委託しております800円で。そのうちですね、実際に弁当を届けられた利用されている方、高齢者で自分で食事が作れないというような方を対象にした在宅サービスですから、その方から1食300円をいただいておりますので、残りの500円分については、町が在宅サービスとして提供している部分になろうかと思います。以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 町が助成しているのは、280万円ではなかったのかい。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 800円と300円の差し引き、その食数掛けまして、およそ180万円が町の持ち出しということになろうかと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 180万円が結局、配食サービスを受けている方たちに助成をするわけか、そうでしょ。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 考え方的には、議員言うとおりのかたちになろうかと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） これ支援するというかたちになって、ものすごく言葉いいけど、逆にこのきらきら本舗が利益を上げるかたちで支援というのは、我々の一般的な考え方という、お金でももらい、何かをもらって、生活も楽になるというような状況を支援と感じている人が多い、それでここで言われている支援されて、サービスを受けるという、サービスを受けるからお金を3千円払っているという、そして、工賃として100円で1週間に何日、3日、3時間で300円、3日間だから900円、その4週で3,600円。そして、3千円払って、3,600円をもらうというかたちかな。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいまの3千円のお話があったと思いますけども、こ

の3千円につきましては、今、考えるには、会員ですか、このNPO法人福祉サポートきらきら本舗としては、会員として、3千円を集めているのではないかというふうに思いますので、その来られている、サービスを利用されている方から3千円をもらっているものではないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 何か変だな、NHKの特集番組で一度見たことがあるけれども、その施設に通う者たちから1万円をいただいていますと。これは月単位1万円だったと思うけれども、訓子府町は3千円というのがあるんじゃないの。月に3千円払うのかな、年間3万6千円。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 一応、会員ということで、年間3千円ではないかというふうに思われます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 会員制度か、これは。そしたらNPO法人の会員になって年間3千円の会費を払うということか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 会員になられた方は3千円を払うということだと思います。ただサービスを受けている方が会員になっているかどうかは、ちょっと承知しないところでございます。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） サービスを受けている人も会員にならなければ3千円を払わなくてもいいということか。何か聞いた話とは大分違うね。わかりました。

ただ、これ私が思うのは、一番最後の高齢者という方が自分で生活できなくなって、施設に入ったときに、これ施設の方々が言っているのでは、ものすごいお金がかかる。施設に払うお金が9万円を超える。そして、9万円を超えたときに、日用品であるとか、自分で何かお菓子を食う、コーヒーを飲むというお金は実費で出すから、ものすごい負担があると。ただ、高齢者が今後60歳を過ぎ、私もそうだと思うけれども、自分で生活できなくなったときに、どこかのホーム、どこかの何々という施設に入ったときに、ものすごいお金がかかる。そのときに、今そういう作業をやって何かをやっているときに金を貯めておいて入っていかなければ、全部生活保護でどうのって、賄うというような説明もあったけれども、それではおかしいと思う。だから町は今度グループホームを建てたいというような、民間で建てるのかどうか、建てるのかわからないけれども、そのときに、その高齢者が入ったときに、何不自由なく健康的で文化的な生活をできる仕組みのものが大切だと私は思うんです、この高齢者、最後のね。私は思いますけども、高齢者という人たちがグループホームへ入ったときに、ものすごい負担金があった。それで私の友達がグループホームの所長をやっていたことがあったけれども、内容は教えられないと教えてくれなかったけれども、だから本町がグループホームをという、それが違うのかどうか、こういう施設でなくて、グループホームを民間で建てるんだろうけれども、建てられるのかどうか、そのときに向かっていただくのは、高齢者がお金になって、何ぼかでも預貯金ができるような仕組み、そういうようなグループホームでなければ、私は建てても意味がないような

気がする。これ最後です。町長ちょっとお答えいただけますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 障がい者の就労継続支援事業として、A型とB型というのがあります。うちの町のきらきら本舗は私の記憶ではB型をしていると。すなわち通所して授産的な仕事をしてうんぬんという、工賃をある程度もらいながら、そこで機能回復をしたり、社会復帰をしたりしながら就労に結びつけていくという施設でありますので、そこで例えば労働契約を結んで適正な賃金をもらってうんぬんという施設とはちょっと違うということ、まず一つは、B型の意味をご理解いただきたい。その上で、例えば先ほどから出ていましたように、配食サービスを800円でうちは受けている、800円で見ているわけですね、そのうち利用者からお金をいただいている、300円もらっている。それが180万円だと。残ったお金はどうしているのかといたら、それはきらきら本舗にお支払しているといった方がいいのではないかと思います。それから先ほど言ったB型ですけれども、全て賃金にいくのかといたら、そんなことには、仕組みにはなっていませんし、実態として、そんなことはできない。すなわち、あそこで指導している人たちの賃金はもちろんそうですし、社会復帰するためのさまざまな維持、運営の経費が必要ですから、彼らは今、きらきら本舗の皆さんはしそジュースを作ったり、いろんなことをやりながら少しでもNPO法人としての財源を貯めながら、さらに雇用の機会を利用者が、利用者というのは、配食の利用者ではなくて、そこに通っている人たちが社会参加を一層強くできるものにしていきたいということで非常に頑張っておられるというのが本当のところなんです。その上で今、障害者支援法の関係でいくと、その方たちが65歳以上になったときに、ご高齢になったときに、障がい者として受けていたいろいろな福祉的なサービスが高齢者になったときに料金がかくんと変わってくるというのは、今、福祉問題で大変な問題になっております。川村議員のおっしゃるとおりだと思います。ですから、そのままの障がい者として認定を受けていて、そしてサービスを受けていたことが、高齢になったとしても受けられるような状況をどうつくっていくのかということが、ものすごい今求められています。その点で言いますと、これは日本の福祉の根幹に関わる問題として考えていかなきゃならないというのが一つです。

それから、私が民間のご協力をいただいて、障がいのある方々のグループホームを作りたいと言っているのは、少なからず今、高齢に達しないまでも、親もいないし、自立が不可能だという人たちが、障害者年金をいただきながら、就労の機会をもっと広げる、そして収入も増やししながら、その人たちができるだけ障害者年金とその施設料の利用料を払って、幾分かの小遣いでも含めて生活できるような仕組みをきちんと訓子府ではつくってきたいというのが考え方ですので、改めてまた時間をいただいて説明させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 残り40秒です。

川村進君。

○7番（川村 進君） これで終わります。

○議長（上原豊茂君） 川村進君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますので、参集願います。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

3 番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○3 番（河端芳恵君） 3 番、河端です。通告書に従いまして、大きく 2 点質問いたします。

はじめに、子どもの健全育成のための施策について、教育長に伺います。

子どもを取り巻く環境が悪化し、子どもたちが悲惨な事件や事故に巻き込まれる事例が後を絶ちません。

子どもの安心・安全を保障し、健やかに育てるためには、家庭、学校、地域で子どもを見守っていくさらなる取り組みが必要だと思いますが、どのように考えますか。

1、子どもを事件・事故から守る対策をどのように考えていますか。

2、子どもの心に寄り添った相談体制、孤立を防ぐ居場所づくりなどの対策をどのように考えていますか。

3、子どもの貧困が大きな社会問題になっています。貧困の連鎖を断ち切り教育の機会を保障するなどのさらなる施策の考えはありませんか。

4、平成 28 年、こども園が開園しますが、3 歳から 5 歳児の幼児教育の無償化の考えはありませんか。

以上を伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「子どもの健全育成のための施策」について、4 点のご質問がございましたので、お答えをいたします。

1 点目の「子どもを事件・事故から守る対策」についてのお尋ねですが、近年は子どもたちが事件・事故に巻き込まれる事案が多発しており、特に 7 月に寝屋川市で起きた中学 1 年生の女子生徒と男子生徒の尊い命が奪われた事件については、日本中が衝撃を受け、私自身も大きな^{いきどお}憤りを感じたところです。

この事件を受け、教育委員会では、子どもたちの見守りを家庭や地域に呼びかけるチラシを 9 月号広報に折り込み、啓発をしたところです。

子どもたちが、いつ・どこで事件や事故に巻き込まれるかわからない現状の中、本町では、子育て支援センターや幼稚園、保育園において、各年齢に応じた安全対策に取り組んでいるほか、各学校の教育活動の中で行われる「交通安全教室」や「防犯教室」を通じ、子どもたち自身が「身を守る能力と対応」を身に付ける取り組みを進めています。

校外生活においては、学校や家庭・地域、さらには関係機関との連携・協力をいただきながら「子ども 110 番の家」「子ども安全パトロール隊」による子どもたちの見守りをはじめ、青少年育成連絡会議を中心とし、さらには防犯協会にも協力をいただきながら「夜間の校外生活指導」を実施するなど、児童・生徒の安全確保に努めているところです。

これからも、子どもたちが事件・事故に遭うことのないよう、学校や家庭・地域・警察などの関係機関との連携や協力体制を強化し、子どもたちの安全確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の「子どもの心に寄り添った相談体制、孤立を防ぐ居場所づくり」についてのお尋ねですが、子どもたちを取り巻く社会環境は、経済的不安や家庭環境、少子化に伴うコミュニケーションの場の減少など、その厳しさを増しているところです。

園児や児童・生徒など、子どもたちに対する相談体制については、学校などでの生活の中で、子どもたちに直接向き合っている担任教諭を含む学校などでの対応が基本と考え、小さなサインを見逃さない体制づくりとともに、生涯学習アドバイザーの学校訪問や関係各課との情報の共有を図り、さまざまな教育相談などに対応しながら問題解決に努めております。

また「孤立を防ぐ居場所づくり」については、小学校児童を対象とし、放課後や長期休業中の家庭にかわる居場所づくりとしての児童センターは、多くの児童に利用されているところであり、また放課後子ども教室の「竹の子クラブ」や「みつばちクラブ」の活動についても「子どもたちが安心して居ることができ、過ごせる場所」となっています。

しかし、居場所については、単に場所の提供だけではなく、「心の居場所」としての機能を併せ持つことが必要と言われており、今後も学校や地域と連携し「子どもたちが安心して居られる環境づくり」に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3点目の「貧困の連鎖を断ち切る教育の機会を保障するなど、さらなる施策の考え」についてのお尋ねですが、厚生労働省の推計では、平成24年度時点の「子どもの貧困率」は、16.3%と6人に1人の子どもが貧困状態であると報告されております。

平成25年に国においては「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定め、子どもの貧困対策における基本方針を定めたところであり、さらに、平成26年には、貧困の連鎖を防ぐことを狙いとする施策などを盛り込んだ「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、具体的な対応を進めることとしております。

経済的な貧困は、子どもたちが、さまざまな学習機会や体験活動の機会を得ることができず、そのことが貧困の連鎖を生むといわれています。

本町の義務教育においては、経済的困難な家庭に対しての「就学援助制度」により、学用品や修学旅行費用などが支給され、一定のセーフティーネットを保っており、さらには義務教育終了後の町の独自政策としての「奨学資金貸付制度」により、就学の機会均等を図っており、生徒の地元定着にも寄与しているところです。

今後においても、教育や福祉、地域の民生・児童委員などが一層の連携を図り、経済的な事情を抱える家庭が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、国や北海道の「子どもの貧困対策」に関わる施策にも注視しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目の「こども園開園にあたり3歳から5歳児の幼児教育の無償化の考え」についてのお尋ねでございますが、平成28年4月開園予定のこども園の保育料については、現在、保育内容や運営の検討と合わせて、新たな「子ども・子育て新制度」の中での国の保育料基準や近隣市町村の状況、道内の認定こども園の保育料を参考にしながら、保育料

を検討しているところです。

3歳から5歳児の幼児教育無償化は国の教育再生実行会議において無償化を段階的に推進することが提言され、国はまずは5歳児を対象として無償化を実現することを目指しておりましたが、無償化の財源である消費税増税が先送りとなったことから、改めて次年度以降に再検討されるという状況にあります。

このような状況から、現時点では、平成28年4月に開園するこども園については、幼児教育の無償化について実施する考えは持っておりませんが、今後、国の動向を見極めながら、社会的・経済的な状況を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

また、これまでも本町においては、保育料の低減化に努めてまいりましたが、本年度より就学前の保育園などに通園する多子世帯の保育料に対して「多子世帯保育料応援補助金」制度を実施し、これまでの保育料割引制度よりも対象内容を拡大し、子育てにかかる保護者の経済的な負担軽減を行っているところです。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 何点か再質問させていただきます。

はじめに、子どもたちを事件・事故から守る対策についてですが、今、教育長がおっしゃったような防犯教室だとか、子ども110番、子ども安全パトロール隊、さまざまな取り組みがなされております。そして、たまたまこういうのも9月号の折り込みに入ってきて、町としても子どもの安全を守るということで考えていらっしゃるんだなと思いました。ただこの中で、さまざまな取り組みがされておりますが、ここにありますように何か見かけたところへ連絡してくださいとあるところ、全て夜間はない、常駐していない、駐在していない、駐在所だけが夜間連絡取れますけど、ほかのところは連絡取れないような状態ですし、特に問題になるのは夜間に多いのかなと思いますのでその辺と、またその辺の対策ですね、これにありますように「地域ぐるみで子どもを守りましょう」ということですけど、夜間の対策とそれと訓子府町青少年対策協議会、これは青少年の不良化の防止ということで、こういう条例をつくって協議会がありますが、また訓子府町生活安全条例、これも町民の安全意識の高揚、自主的な安全活動の推進および犯罪被害者支援ということで、今までもさまざまな取り組みが、また組織があると思うんですが、それをきちんと連携して、今、青少年を守るということで課題を共通理解をして、それをより町民に理解をしていただいて、皆で守ろうという気風ですか、そういう啓蒙というか合意づくり、それをどのようにしていくか。この紙1枚広報に折り込みになりました。私も子ども安全パトロールに立ち上げのときから加わっておりますが、やはり具体的に町民がどういうふうに行動、その辺も含めて、事前、事後の指導というんですか、合意を持続させ、また、いろいろな方法がありますよということを周知するには、いろいろなこともあると思いますが、今までの団体、既成の団体とそれから教育委員会、それを地域ぐるみでどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、子どもたちの安全・安心を守る観点から申し上げますと、一つは、学校や家庭・地域が連携して対策を行わないとならないというのが一番大切な部

分でございまして、学校における部分でいえば、学校がやる役割、学校外でやる部分で言えば家庭や地域の役割という、それぞれの役割のもとでしっかりと子どもの安全・安心を守っていかなくやならないというのが私自身の考えでございます。そういった意味では、先ほど申し上げましたのは、町としてというか教育委員会として学校で取り組む部分、そういうところはしっかりと連携をとりながらやっていかなければならないと思っていますところ。

それと今回の寝屋川の事件も申し上げますと、家庭内でのルール作りというんですか、やはりそこはしっかりと家庭での取り組みも含めて、家庭の中で話し合いながら生活面も含めたところが大事なことはないかと思っていますところ。

それと夜間の連絡先のお話もありましたけど、確かに代表電話にかけた場合、夜間ですから通じない部分もありますけど、今いろんな警察、消防、学校も含めて、例えば携帯電話も含めた中では、教育委員会にもすぐ連絡がくるような体制になっておりますので、その辺のところはより一層連絡体制を密にするような体制づくりに努めてまいりたいと思っています。

また、周知の方法については、既存の先ほど言いました子ども安全パトロールとか、子ども110番だけではなく、いろんなところを通じながらですね、子どもの安全・安心という部分の総括的な部分も含めてちょっとその辺のところを今後、調査研究をしてまいりたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 先ほど社会教育課長ですか、子ども安全パトロール隊のこのマーク、これも最初のころは大々的に募集していたんですけど、だんだんこう尻つぼみ的なことになってきているのかなと思いますので、せっかくこのようないい機会、いいものがありますので、それをより深く進めて、年に1回パトロール隊員には、こういう事例がありました、こういうふうにお願いしますとか、そういう研修ですか、そういう事例だとか、そういうことの発表なども、研修などがあるとさらに増えていくんじゃないかなと思います。何年前かにこの制度ができて、そのときに募集して、見守り隊はそれから増えていきますか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本正徳君） ただいま、子ども安全パトロール隊の関係でご質問がありました。現在、安全パトロール隊につきましては251名の登録があります。若干、年間数名というかたちではあるんですけども、やはり離れていく方もいるということで、横ばいの状態かなと感じております。それで安全パトロール隊は18年に事業を開始して、それぞれの名札ですね、こういった名札関係を普段の活動の中、散歩だとかウォーキングだとか買い物などの中で身に着けて子どもを見守ったり、子どもと会った時には挨拶を交わす、個々に行う活動として時間や場所は自由というかたちでお願いしております。登録者につきましては、毎年、協力の依頼というか、お願いをはがきですけども、そういったかたちで通知はさせていただいております。また研修だとか発表だとか子どもの安全に対する、そういうようなかたちの事後の活動等につきましては、調査研究等していきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 携帯、車、いろんなことが発展したせいで考えも及ばないような事件、事故が起きております。やはり身近な地元にいる大人たちが子どもたちをきちんと見守っていくという、そういうかたち、そういう意識がここで求められているんじゃないかなと思いますので、より多くの人たちに子どもを地域で見守りをしようという、そういうことの試みをどんどん進めていきたいと思います。多くの方、子どもの安全に危惧されていると思いますが、具体的に自分がどういうふうなことをできるのか、どういうふうな声かけなり、どういうことができるのか、具体的なことになるとなかなかちょっとわからない部分もありますので、そういうことも含めて、こういうこと、ささいなことを、挨拶を交わすとか、そういうことも子どもの見守りですということで、いろんな場で地域で子どもを見守るという気持ちを醸成していくような施策をお願いしたいと思います。

それで今、子どもの居場所の中で家庭とそれから学校でさまざまな問題を抱えていたりするというのが、子どもの悲惨な事件、事故につながることも多いかと思います。先ほどの寝屋川の事件は、最初に聞いたときは何でこの夜のこの時間帯に子どもが外に居るのかということが不思議でしたが、やはりいろいろな報道がされていくと、子どもにきちんとした居場所がなかったということも大きな理由の一つだったのかな、それでわかり合える友達を見つけて一緒に居たのかなということもあります。その中で今、子どもたちの事件、自殺とか、いろいろなことが増えておりますが、岩手県の矢巾町で中学2年生の男子生徒が自ら命を絶たれたことがあります。これはいろんな報道で皆さんご存じだと思いますが、この子は担任の教師にＳＯＳを発していたんですね、ただそれをきちんと受け止められなかったということで、今、教育の現場でやはり小さいじめをどのように対処するのかとか、あと、いじめがあるということ、子どものＳＯＳを担任なりが受け止めて、それを担任だけの問題ではなく、学校としてほかの人たちも担任をサポートする、そういうような体制が必要なのかなと思います。いじめの問題が出たら、訓子府のことはわかりません。どのような対応をとられているかわかりませんが、やはり自分のクラスでいじめがあるということで、担任が校長や周りの人たちに相談できないで、自分の責任としてこもってしまったとか、そういうような担任も含めた教員を周りで支えるとか、そういうような体制が必要なのかなと思います。今、学校の中でやはり子どもたちのＳＯＳを受け止めたり、それに対して先生たちに指導なり、きちんと子どもと先生、両方に話を聞いてアドバイスなり、できるようなかたちというのは、訓子府ではどのようななっていますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 子どもの居場所づくりに関して、いじめの問題も含めた部分で、私先ほどお答えしましたように、子どもの居場所という部分では、場所の問題だけではなく心のよりどころという居場所があるという意味で言えば、議員おっしゃるようにいじめというところで申し上げたら、そこが一番大事な部分ではないかと思っております。学校のいじめの対応については、議員ご存じのように大きく言えば、年2回いじめの調査を行いまして、そこで発見する部分もありますし、普段からは担任を含めて子どもの様子を見守りながら学校全体で、担任だけではなく学校全体で問題に取り組むような体制についてうちの町ではできているのかなと思っているところであり、今後に向けてもですね、その辺のところを大事にしながら、いつどこでも起こり得るかわからないいじめの問題につい

ては、体制づくりについて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 子どもが育つには社会と学校内といろいろな中で育ちますけど、やはり子どもが自分が一人の人間として権利を、人権教育ですか、いじめを、今ちょっといじめの問題にちょっと、訓子府でなければもうそれは素晴らしいと思いますし、その芽を感じ取る、周りの大人が感じ取って、それを大きな問題にならないように指導していくという、子どもの人権教育、いじめをしない、させない、見逃さないという、そういう観点に立って子どもたちの様子をきちんと見守り、SOSをきちんと受け取る、そういうような体制が求められているのではないかと思いますので、その辺も含めて、訓子府で悲惨な事件や事故に遭わないように学校現場、地域で見守っていくようなことで、教職員や子どもを孤立化させないという、そういうようなケアも必要なんじゃないかなと思います。学校現場で子どもの発信したSOSを受け止めて、きちんと受け止めて対処できるような、そういう先生たちや学校現場での話し合いというのは、なされていますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いじめだけではなく、いろんな学校の問題、子どもに関わるいろんな問題に関しましては、学校全体でその辺のところを学校全体の問題として意識し、また、それぞれが学校の大きな問題として取り組むようなことは、事案も含めて、いろんなことも含めてですね、それは学校全体で今、取り組んでいるところでございます。先ほど申し上げたように、確かに子どもの問題だけではなく、教職員の今いろんな問題も多忙化ということも言われている中で、教職員自体の心のケアも必要となっておりますので、その辺、去年からですか、町では生涯学習アドバイザーを配置しながら、その辺のところもケアできるように今、取り組んでいるところでございますので、子どもはもちろん、教職員も含めた、そういう教育推進というんですか、子ども居場所づくりについて努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 子どもの人権を守るということで、子ども同士の人権教育もありますし、大人が子どもにこういうことも人権を侵害する、子ども向け、大人向け、いろいろあると思いますが、これから公職選挙法改正になって18歳から選挙は投票できるということになるようです。やはり子どもたちが一人の人間として、人権を意識して自分を大事にし、人も大事にする。そういうようなことを考えていけるような指導をしていただきたいと思います。

それと先日、奈井江町に視察に行きました。その際、町長さんが子どもたちの話を聞くということで、自分からいろんなことを話さない、あくまでも子どもたちの話を聞く、どのような町にしたいのか、子どもたちはどういうことを考えているのか、そういう、それとまた子どもの人権宣言をした町ということで子どもたちを町ぐるみで大切に守ろうという、そういう意識が見られた町で、とても感動して帰ってきました。やはり訓子府もそのようなかたちで子どもたちを大切に守ろうという、これ人権宣言という、子どもの権利条約とか、いろんなことがあります、そういうことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 子どもが一人の人間としてというか、そういうところでの人権も含めた部分で言えば、そのことを大事にしながら、道徳教育も含めた中でですね、他人を思いやる気持ちだとか、選挙の例も出されましたけど、やはりそういうときから、小さいころからそういうところに関心を持ちながら、他人を思いやるような気持ちを育てていくというのが私たちの教育の大きな役割だと思っていますので、人権教育も含めた中で、人権の宣言のお話もありましたけど、その辺のことも含めてですね、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 最後に町長にお伺いいたします。質問書の中に町長に質問はなかったんですが、今、教育委員会制度も変わりまして、教育委員も町長が任命ということで、町長、首長の思惑で教育委員会がある程度動くようなこともあるかと思います。その中で教育委員会制度が変わったのは寝屋川の事件ですか、あれが責任の所在を明らかにすることのできたと思うんですが、大津のいじめの事件でしたね。逆に、首長にさまざまな権限があるということで隠蔽^{いんぺい}だとか、そういうことがなくなる、責任転嫁みたいなことがなくなる。それがあつてはいけないと思うんですけど、その辺について町長、教育委員会制度で子どもたちを健全に育てていくということで、ちょっと質問書にはなかったんですけど、最後に子どもたちの健全育成に関して、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） この4月から教育委員会制度が法の改正によって、新たに新制度となったということは議員もご理解のとおりでございます。改めて教育長の任命は私が教育長として議会に提案し承認をいただくと。教育委員長の従来の立場というのは、教育長が兼ねるという法改正になりました。状況によっては、市町村長がその権限、力が教育行政全体に及ぼすのではないかと。ある意味では教育委員会が行政の独走を許さない、ある意味では教育の機会均等や平等、公平の問題を住民の代表として、教育委員さんが行政に積極的に意見を言い、あるいは主体的に教育行政を行っていくという本来の趣旨からすると今回の改正というのは、大津の一つに端を発しているということでありましたけれども、改めて私どもの町は教育委員さんを中心として、子どもたちの立場に寄り添いながら、教育行政を進めてきたという点では、私自身は、新しい教育委員会制度そのものについては、基本的には反対の立場をとってございました。しかし、全体として決まったことですから、私は今年の春に教育総会議を新たに設置するということで、私が座長ということで、教育委員さんにもご出席していただきました。改めて町長として教育行政に、この教育総会議を通じてお願いをしたのは、一つには、児童憲章に定めた子どもの人権が、あるいは子ども自身が最大の幸せな環境の中で育てられていかなければならないという社会や大人の責任をこの児童憲章にうたっているとおり、ここをこれからも遵守していただきたいと同時に子どもの権利条約でいくと日本の批准は遅れましたけれども、いずれにしても子どもの立場にたった人権を大事にして、そういう教育行政を町長としても切望しているという考え方を申し上げたところでございますので、制度がこうなったからということではなくて、私は第一義的には学校の現場や、あるいは教育行政が子どもたちに責任を持つとい

うことが基本ではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

重ねて先ほどの教育長に対する質問の中でも教育長も言っておりましたけれども、私は三つあると思うんですよ。

一つは、あの寝屋川の夜に子どもたちが漂流していたという問題についてであります。いろんな要素がありますけれども、まずは家庭が子育ての環境について、やはり子どもの人権が最大限尊重されるような学習活動やPTAも含めて、こういったところで地域的に親子のありようや、家庭のありようをもう1回それぞれが見直していく、学校の現場もPTAも含めて考えていこうという地域的な機運がものすごく必要なのではないのかということが1点目です。

それから、2点目で言うと学校現場と教育行政が日常的なさまざまな連携の中でいろんなかたちでやはり連携しながら、瞬時に大事に至らないように、子どもの立場になって物事のいろんな問題が起きたときには解決していくという体制を日常的につくっていただきたいということが2点目。

3点目で申しますと、やはりそれぞれの行政機関というよりも地域のさまざまな持っている教育の力を先ほどの声かけの運動もしかりであります。子ども会育成連絡協議会もしかりであります。いろんな組織がございますから、改めてこういった方々も含めて地域の教育力をどうやって一層高めていくかということが私たちに問われていることではないかなと考えているところでございますので、行政の立場で言いますと、まず第一義的には、全然逃避するとか、私自身が教育の問題から避けるだなんて考え方はありませんけれども、教育委員会を中心としてというよりは、むしろ学校を中心として子どもたちに幸せをできる限り広範な全町民の総意で実現していくということに変わりないと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 町長からお話を伺って、やはり地域で大事な子どもたちを育てていく、それを町民こぞってそういうふうに向けていけたらいいなと思います。

次に、男女共同参画の考え方について、町長に伺います。

この件については、過去に平成21年3月、22年12月、平成24年12月、3度しております。またかと思われるかもしれませんが、あえて伺います。

国は、あらゆる分野で女性の社会参画を「2020年 30%」との目標を定めて、さまざまな施策を打ち出して進めようとしています。

安倍政権は、女性が輝ける社会、女性の活用、登用などを目指し「女性の活躍推進法」を定めるなどしています。

「男女共同参画」は女性だけの問題ではありません。子育て、教育、介護など全ての分野にわたるもので、男性にとっても深い関わりがあります。

町長の基本姿勢でもある町民の声を聞く場としての「まちづくり推進会議」に一人の女性委員もいないのは、時代に逆行するものではないかとも思います。

以前、何度か「男女共同参画」について伺ったとき、本町では平成28年度をめどに計画を作成したいとのことでしたが、それに向けてどのように進んでいますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「男女共同参画の考え方」についてお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

ご質問の中にもありましたように「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」が本年8月28日に成立しました。

この法律は、働きたいという希望を持っていても就業していない女性が約300万人おり、指導的地位に占める女性の割合が先進諸国を大きく下回っているなど、「女性の力」が必ずしも十分に発揮されていない中で、女性の働く意欲を実現につなげ、日本の持続的成長を実現し、活力ある社会を維持していくことを狙いとしております。

この法律は、10年間の時限立法となっており、その実効性が高まるものと期待しております。

また、ご質問の中でまちづくり推進会議に女性委員がいないのは、時代に逆行することでしたが、まちづくり推進委員につきましては、町内会・実践会に依頼をし、委員を選出いただくこととしており、その結果、女性委員が不在となった次第であります。

このことは、町内会および実践会の役員に女性がほとんど就いていないという実態が反映されたものであり、行政側としては、地域役員への女性進出など、地域段階においても男女共同参画が推し進められることを期待しているところです。

さて、男女共同参画に関する計画についてでありますけれども、昨年12月の第4回定例町議会においてもお答えしておりますように、基本計画については、国、北海道において既に策定されておまして、本町のような狭い地域に限定した計画が必要なのか、逆にさまざまな負担や弊害が生じないのか、本年度からを計画期間とする社会教育中期計画の中でも推進項目に取り上げていることから、当面は国、北海道の計画を基本に、男女共同参画の醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） 町長、※ポジティブ・アクションの※クオータ制ってご存じですよ、このまちづくり推進会議の委員のことについては、前回のまちづくり委員会、女性2人おりました。そのときも私がもっと女性の委員をとったときに、今と同じようなお答えをいただきました。まちづくり推進会議の説明の中でも目的と運営ですね、住民の視点で町政に対し具体的な意見や提言を述べる。町内会と実践会の構成員が共通の話題について議論する。これが会議の目的とあります。この中に住民の視点でというところ、これは町内会と実践会から推薦して上がってきたので女性がいなかった。前回も同じようなことを町長がおっしゃいました。それでも町民の半数以上が女性ですし、この中で話されている人口減少問題、高齢化問題、いろいろな問題が話し合われます。その中に前回のまちづくり推進会議に行ったとき女性が誰もおりません。※ポジティブ・アクション：差別や格差をなくするための是正措置を積極的にとること
※クオータ制：性別や人種などによる偏りが生じないように、一定の比率を割り当てる制度
視点の町政、まちづくりを話し合うこと、それによって、まちづくり委員会の方で鹿柵のことについて話が出たりしたとき、市街地の方はあまりそのことについて認識がなかったと思うけど、農村部でこういう問題があるんだという問題提起、町の問題を共通の課題として捉えるということもまちづくり推進会議の場に出ると思いま

した。それであの場で町長からいろんな内容説明だけでなく、いろいろな方がいろいろな立場からそういう声が出る。また女性の声が出たら、ああそういうことも大きな問題なのか、これから少子高齢化に向かっている今、やはり女性としていろんなことを問題を抱えているんだとか、それを男性の方、町民に共有していただくという意味合いもあると思います。それであえて前回のときも女性委員をとということでお願い、お話ししたら、実践会から上がってくるから、その中に女性のリーダーたるものがいなかったというお話でした。だったらなぜ、それほど重要なまちづくり推進会議、町民の声を聞く場としての会議にクオータ制という考えは思い浮かばなかったのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まちづくり推進会議は河端議員が傍聴していて、女性がいなかった。非常にこれはある意味では問題ではないのかと。まったく私もそのとおりだと思います。これは一つは、これから今、委嘱をするであろう総合計画の審査会や、まち・ひと・しごと創生の重要会議については、これは役職や、あるいは女性の組織団体の代表に来ていただくということで女性を位置付けて、女性も男性も位置付けながらやっているということは、事実でございますので、その点でいうとまちづくり推進会議のことはさておいても、少なからず行政のさまざまな委員や審議会においては女性の位置を大事にしていかなきゃいけないということは当然だと思っております。今、全体で町が委嘱している団体数で言いますと、例えば選挙管理委員会とか交通安全指導員さんとか、いろんな行政の組織がありますけれども、大体27団体のうちの45%、46%ぐらいでしょうか、今、女性の委員さんが占めているという状況ですから、この数字がウインウインの関係で50、50が一番いいのかどうかということは別といたしましても、少なからず女性のこういったものに対する委員の登用や参加ということについては、着実に少しずつですけれども前にいっているのではないかなというふうに思います。

それから、まちづくり推進会議を女性のクオータ制をひいて、女性枠を例えば29名の15名なりが女性というかたちでうんぬんというよりは、むしろ私はここでは、それぞれの地域の町内会や代表の方々に自らがやはり女性の委員は名乗り出る、あるいは指名して推挙してくるという状況がものすごく健康的ではないのかと私は思っています。だから行政が何人の女性をクオータ制で枠を設けるというよりは、それぞれの自治組織が女性に参画してもらおうと。女性にも出てもらおうという状況をぜひお願いしたいという文章も発送しながら、出てきた結果が全員が男性だったという結果でございますので、ここはちょっと意味が違うという部分でご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

○3番（河端芳恵君） この結果については、もうあらかじめ予想はついていたと思います。町内会から上げる場合、なかなか女性が上がってくるということは難しいです。だからこそいろいろな場にクオータ制、ある一定の割合で女性を積極的に参加させていただきたいなと思います。今日たまたま救急の日です。また、これからは大規模な避難訓練なども想定されて、10月ですか、いろいろなことが想定されております。災害、大震災があったとき、災害時、女性が一番困ったのはトイレとか、いろいろなことで女性独特の問題というものもあります。だからいろいろな場にやはり女性が参加して女性の目線でものを見たり、発言したりということが必要なのではないかと思います。私、今、男女共同参画

基本法をつくれと、条例をつくれとか、そういうことを言うてはいません。やはり意識ですね、それをきちんと持っていただいて、女性がいろいろな場に参加できるように考えていただきたい。それが女性の社会教育にもなりますし、男性に女性がこういう問題を抱えている、こういうことを考えている、そういうことをわかっていただく場にもなると思いますし、そういう意味で、これからいろいろな審議会だとか、委員会なんかもあると思いますが、町長の頭の中にクオータ制、2020年までにあらゆる場所に女性を30%参加させたいという大きな流れがありますが、それに向けて一つ一つできるところから意識を持ってやっていただきたいなと思います。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全然否定する考え方は持っていません。私自身も女性があらゆる立場、あらゆる場所において意見を提案し、あるいは積極的な実践活動をやられているということについては私なりに理解しているつもりでございますので、女性の登用については、まったくそのとおりということで各種委員等についてもできるだけ女性の位置を大切にして委嘱し、あるいはいろんな意見を伺うというふうな考え方をっておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

ただ本質的なことをもう少しお話しさせていただきますと、男女共同参画の内閣府の初代の会長が今、昭和女子大の学長をしている坂東眞理子さんがやっています。彼女が何をやはり言っているかと。男女共同参画のまずスタートは憲法だと。すなわち男女平等、そして両性の合意において結婚する、それから差別をしてはいけないと。こういった憲法精神こそが、まさに男女共同参画の私は基本の精神ではないのかというふうに思っております。ですから、行政的な努力もさることながら、女性も男性も含めて積極的にこういう社会的な場所や、そういったところにどんどんやはり出てくる、意見を主張する、そういう主体的なやはり生き方、人権というよりも主権者としての生き方も改めて女性にも問われているということを私は考えていただきたい。その点で言いますと、それぞれの町内会で決まっているのは男しか出ないんだなんていう、こういうことではなくて、町内会の会議にも女性が出席し、そして主張し、そしてむしろ積極的にそういう場を広げていくという両方の行政的な努力もさることながら、両方の努力も含めてしていかなければ、いつまでたっても憲法が求めている、こういった男女平等の考え方というのは、やはり広がっていかないんじゃないだろうかというふうに思っておりますので、決して河端議員がおっしゃるように、私自身は女性が少ないことでいいとなんて思っておりませんけども、努力してこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端君。

あと5分です。

○3番（河端芳恵君） 今、町長がお話されたように、努力をされるということなので、それに期待をいたします。

この件につきまして、私はこの男女共同参画ということで何回か、またかまたかと思われて質問しましたが、やはり先ほどからお話した経緯の中で、なかなか女性が参画できる場が少ない。それにはやはりある程度意識づけしてクオータ制を取り入れるなり、そういう考えが必要なのではないかなということで質問させていただきました。今、町長から素晴らしいお答えをいただきましたので、私はこの件の質問は最後にしたいと、これです

ことはないと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後２時１０分まで休憩をいたします。

休憩 午後 １時５８分

再開 午後 ２時１０分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

４番、山田日出夫君の発言を許します。

山田君。

○４番（山田日出夫君） ４番、山田です。通告のとおり、お年寄りが安心と生きがいを感じる行政について、４点にしばって伺います。

「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン中間報告」国立社会保障・人口問題研究所の人口推計において２０４０年の我が町の人口が３，１０５人、６５歳以上が全体の４７％強と示されました。２０１５年以降もグラフは急な右肩下がりでぐんぐん人口は減り続け、そして、やがて二人に一人がお年寄りになるということも率直に衝撃的であり、驚異的なものでありました。訓子府町という自治体が老い、衰え、委縮していく将来像に正直言って暗たんたる思いがいたします。今でも多くのお年寄りは心身の健康状態をはじめ、おかれている生活の実態は不安定であります。養護施設や療養型入院が必要な方や、重度の在宅介護等が必要な方のように、専門的サポートを受けるお年寄りのほかに、比較のお元気な方や、多少の体の不自由や物忘れなどを心配しながらも、ご自身で生活できる方、家にややこもりがちな方は町内に普通に大勢いらっしゃいます。近年我が町では、お年寄りの行政では特別養護老人ホームの改修や介護保険、各種事業などの施設整備、介護保険や後期高齢者医療などの制度福祉、そして、各種予防保健の事業など、多様な展開がなされております。そんな中にもあっても大方のお年寄りは、現在も今後も心配や不安と向き合いながら、日々を送っていますし、特に、お年寄りだけの世帯は家族制度の変化や、地域のコミュニティが退潮するなど、社会の変化の中で孤立感を一層深めていると思います。このような圧倒的な普通のお年寄りの生活不安はもう個人問題だと脇に置いておけない状況となっており、お年寄りの日常生活をいかに少しでも安らかにするか、今や町行政の喫緊の大課題だと考えております。現状でも行っているでしょうが、行政にあっては、関係部局の横の連携をさらに強めるべきだと考えております。この大きな課題に立ち向かうには、一人町行政だけではなく、町議会はもちろんですが、町民全体で検討し、前進することがもっとも重要だと考えております。

最初に、町民の皆さんに向けて出すさまざまな行政情報についてですが、紙媒体の情報は、毎年、膨大な量の情報が町民に向けて出されていると思います。しかも内容は致し方ないと思いますけれども、いわゆるお堅い内容がほとんどでございますので、お年寄りやご家族の悩みの一つにもなっているかもしれません。お年寄り向けの現在の行政情報の伝達の仕方は、紙媒体だけでなく、窓口や電話の対応などもあります。この現状認識と課題について、１点目お伺いいたします。

2点目です。物忘れや先々と心配しがちで、いろいろな不安に囲まれて生活しなければならないお年寄りがいつでも目をとおすことができ、ある程度の安心をあらかじめ届けることができる座右の銘ならぬ、座右の生活事典のような、総合情報の必要性を私は感じております。お年寄り皆さんと関わりの深い行政情報をはじめ、福祉、保健情報、医療、介護情報、生活経済情報、文化趣味生きがい情報などを網羅した日常生活の手助けとなる親切で思いやりあふれる冊子、仮称ですけれども「お年寄り生活事典」のような、冊子の必要性和作成について伺います。

3点目です。町内会地区を含めた全町のお年寄りが気軽に誰もが集える、仮称「ご長寿サロン」づくりについてです。お年寄りの主な活動には、老人クラブがありますが、会員でない方や家にこもりがちな方も多く、気楽に自由に交流したい方もいると思います。また、老朽化著しい長寿会館の建て替えの課題もあります。しかし、近年の大型公共施設の建設で借入金や将来にわたる維持費、修理費を心配する皆さんの声を多く聞くようになりました。私は町内のお年寄りがどなたでも気軽に集い、喫茶やおしゃべり、ゲーム等に興しながら心身の健康と生きがいを見つけられる空間、ご長寿サロンの開設が求められていると思います。以前に他の議員が同様の質問をされたと思いますが、私は、経費、場所、利便性に着目しました。建設費や購入費がまったくいらず、既存施設の有効利用ができ、立地条件や多様な利便性にも優れ、短期間で開設できる、そんな条件がそろった公民館和室をご長寿サロンとして有効活用することについて伺います。

4点目です。行政とお年寄りの距離をいかに縮め、生活の不安を少しでも和らげられるかという点についての質問です。行政から定期的、または必要に応じ臨時的にお年寄りの家を訪問する機会を増やし、言葉を交わし、可能な範囲の支援をする、お年寄りが心から見守られ安心だという実感ができる、これも仮称なんですけど「お年寄りの御用聞きたい(隊)」、そんなイメージの積極的な取り組みも必要な段階にもうきていると思っています。地域担当職員制度の進化も含めた対応について伺います。

以上、4点について回答をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「お年寄りが安心と生きがいを感じる行政について」のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

今回のご質問は、高齢者が増加する状況の中で、行政として総合的な施策の展開が必要ではないのかという問いかけであると認識しておりますが、今回は共通した具体的な提案を3点ほどいただいておりますので、包括的にお答えをさせていただきます。

本町の高齢者の状況は、昨年度末の数値で人口5,282人に対して、65歳以上の高齢者の方が1,852人、高齢化率35.1%、3人に1人以上が高齢者であるという状況となっております。また、世帯の状況を見ますと、全世帯数2,082世帯に対して、単身高齢者世帯数が355世帯で17.1%、高齢者夫婦のみの世帯数が317世帯で15.2%となっており、合わせて32.3%、3世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっております。なお、高齢者と同居されている世帯は578世帯で27.8%であります。今後、全体の人口が減少する中で高齢化率は上昇を続け、20年後の平成47年には、高齢化率が45%を超える推計となっております。

高齢者がその生活全般において、快適に暮らせる環境実現のためには、高齢者の居住の

問題、医療福祉の問題、社会参加の問題、これらと関わる施設立地や移動の問題等、総合的な施策展開が必要となります。このため、今後はこれまで以上に、生活環境部門、住民のくらし部門、健康福祉部門等が横断的にハード・ソフト両面での各種施策の連携と整合が重要であると考えております。

ご質問の「行政情報の伝達の現状と課題」についてですが、町からの情報伝達手段としては、ダイレクトメール、広報誌、パンフレット、回覧板、ポスター、チラシなどの紙媒体と、電話や窓口などでの直接コミュニケーションによるものが主となっておりますが、高齢者の視点でのダイレクトメールや広報誌における課題としては、文字情報が多く「高齢者にとって必要な情報が的確につかみきれない」ことが考えられます。

対策としましては、見やすいレイアウトづくりや文字を大きくする、伝えたい内容を強調するなどに努めているところでございます。また、一方で家庭や地域において、周りの方が高齢者に必要な情報を直接伝達できるように、地域内コミュニケーションによる伝達環境の醸成も重要ではないかと感じているところでございます。

電話や窓口対応については、基本的なことですが、接遇についての職員研修を継続しながら、相手の状態に合わせて適切に対応できるよう努めているところでです。

次に「お年寄り生活事典」につきましては、今後の高齢者の対策にあたっての施策づくりの中で、貴重なご提言として検討させていただきたいと考えております。

「ご長寿サロン」につきましては、西山議員のご質問にお答えしたとおり、今後の必要性については十分認識しておりますが、町公民館を会場としたときに、運営母体をどこに置くのか、高齢者の足の確保はどうするのかといった課題整理が考えられますので、多面的な検討が必要と思われます。

また、「お年寄りの御用聞き隊」につきましては、現在取り組んでいる地域担当職員制度の実績を見ますと各担当地域においては、年2回程度の職員による訪問活動により、高齢者世帯から伺った要望などが町の各担当部署に届けられている実績もあり、一定の成果が出ているものと考えております。さらに、高齢者の声を行政につなげる作用として、各町内会・実践会における地域内コミュニティーや民生委員児童委員活動・各種在宅サービス事業、社会福祉協議会によるボランティア事業などの重層的な関わりのご協力もいただきながら、高齢者の見守り体制の充実と合わせて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても「高齢者や障がい者の方が住みやすい町は、町民みんなが住みやすい町」を基本として、縦割り行政に陥ることなく、今後のまちづくりに向けて職員が一丸となり、さらに地域とも連携を取りながら町政を進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） 冒頭、関心したんですけれども、答弁が実に簡潔で非常にわかりやすかったと思います。

それでは、再質問させていただきます。

情報の伝達につきましては、非常に工夫されている部分も、答弁にもありましたし、私も各種チラシ等を見て、字を大きくしたり、ふりがなをふったりと、感じているところで

はあります。ただ回答にもあったように、量が多かったり、今後の課題もあるようですけども、一番大事なことは、職員の皆さんの中で、私は超超高齢化時代と思っているんですけども、この時代を迎えているし、迎えつつあるのに向かって共通認識でお年寄りに向かい合うことが大事だと。その一番最初の切り出しが情報の提供であり、お年寄りの情報の受け取りなわけです。それで、私がいたときには、あまりなかったんですけど、マニュアルのようなものはまだないのかなと思いますけども、共通認識を醸成するためのマニュアル、それと一部触れられておりました研修の進め方、一步踏み込んだ超超高齢化社会に向けての職員の心の持ちようについてお伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、情報伝達の関係で再質問がございましたけども、行政文書等の、あるいは広報誌等のそういったお年寄りに向き合ったかたちでのマニュアルというのは、特に今のところ作ってございません。また、文書作成にあたりましてはですね、職員研修の関係では、昨年、公文書作成にかかる、これはお年寄り向きということでの研修ではございませんけども、一般的な公文書作成ということなんですけども、研修の機会、講師を招いて庁内での研修を実施しております。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） 私も職員時代、長い職員時代、自分も気づかなくてできなかったことももちろんありますし、今、改めて、こういう立場に立って客観的に町の行く末をながめさせてもらったときに、新たに感じることもあるということでございます。それで今、課長からもご回答ありましたように、これからもぜひお年寄りに寄り添った情報提供のあり方、対応、来客の対応に引き続きご努力されますように期待をして次に移りたいと思います。

勝手に名前をつけているんですけども、お年寄り生活事典、これは私のアイデアというよりは、あるお年寄りから、こういうことができないのかなということがありました。認識も当初は不足しておりましたけども、各事業だとか、いろんなことをやるにあたって当然担当部局から、それぞれ単発のいろんな情報が出されております。毎年同じような事業をしていても、その都度、親切に丁寧に出されていることと思います。ただ、私の質問はお年寄りを対象にしていますから、お年寄りの場合はどうしても視力や聴力や理解力が、私も始まっていますけども、やや衰えがちな方が多いかと思います。そして、単発の情報ですから、そういった情報も含めて、さらに、私の活動に、私的なという意味ですけど、私的な活動の範囲にわたる文化だとか、趣味だとか、あるいは人によっては関係ないことかもしれませんけども、医療だとか、そういったいろんなちょっと夢大きいんですけども、そういうお年寄りに関わる情報を網羅した冊子を考えておりました。拝聴しますというような、実に簡潔な答弁でございますけども、私が考えているのは、内容はこれ職員の皆さんで部局横断的に検討してもらって、間違っても業者に委託して丸投げするようなことは考えていないんですけども、皆さんで知恵を出し合ってまとめていただく。短期間でできるとは思っていません。非常に時間がかかると思いますし、忙しい中大変だと思います。そんな中でもこれに取り組む値があると私が思っていることをちょっと述べたいと思います。それはお年寄りの情報に限らずですね、お年寄りを抱えているご家族、また、お年寄りとは別居されているご家族、お年寄りに関わる町民の方、または町外の方、たくさんいら

っしやると思いますけども、その人たちにとっても自分の大事なご家族であるおじいちゃん、おばあちゃんに関する情報の固まりですので、決してお年寄りだけのものではないという広い意味で値があるんじゃないかなと考えております。そういった点で、こういったものについて、もう少し踏み込んだご回答を町長からお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今回の私の答弁が非常に簡潔でわかりやすい答弁だというお褒めのお言葉をいただきました。逆にさすが長年行政の経験があつていろいろな立場をわかつておられる山田議員の質問だなと思って読ませて、あるいは聞かせていただいたところでございますので、1、2こんなことができればということを含めてちょっとお話をさせていただきたいと思います。先ほど言いましたように、情報の伝達であります。あまた多い紙の情報をどうやってこれ集約化していけばいいのか。職員の中では、先ほど言われたように、大きくしたり見やすいようにしていくという努力はしているんですけども、あちこちのセクションの方から、それぞれ出てきますので、これらの集約的なことも含めて必要なのではないのかというご意見ですので、これは一つの課題として検討していかなければならないだろうなというふうに思います。というのは、例えば西興部村のように全家庭にテレビ回線を引いて、そして、例えば直接村民の方と保健師がやり取りできるような状況というのは、いろんな経費の問題等もありますけど、こんなことをやったり、先般ちょっと岩手県の被災地に出向いた際に、福島浪江町の農家の方とちょっと懇談する機会がありまして、今、浪江町は、それぞれ秋田やいろんなところに全村避難をしていて、タブレットを全部に配付しているんだということでした。高齢者家庭も含めて同じようにやっていると。これの4倍か5倍ぐらいの大きさということになりますから、これは使用方法も含めて、もう何度も何度も講習会をやって、そしてご高齢の方たちが押すと情報が入るということもやっているということだったものですから、これからの、今、超高齢社会の中でこういった情報伝達のことは具体的にやはり検討していかなきゃならない時期に来ているのかなというふうに思っていますので、これは改めてまたちょっとお時間をいただきたいというふうに思うのが1点であります。それから、お年寄りの生活事典のことも、これも答弁で検討させていただくという話をさせてもらいましたが、まったく一目瞭然でわかるものがないだろうか。例えばこれらは、北見市何かも確か実施しているように記憶していますけども、身近なことと言えば、例えば、町のごみの分類のあれもちょっとなかなか難しい問題があるんですけど、わかりやすく少し漫画化して出したりしながらやっていくというようなことを全体的に取り込めるようなものをしていかなきゃならないだろうかと、していく必要があるんだろうけれども、ただ制度的なものがどんどん変わっていきますから、この辺の課題等も含めていくともうちょっと具体的にしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますけども、先ほどの問題も含めて、超高齢社会に向かって我々の町がいずれ40数%の高齢化率になっていくという状況の中で一つの行政に課せられた私は課題だというふうに考えておりますので、この点については、もうしばらくちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） 町長のことですから先を読んで、私はあえて紙媒体の考えをちょっと出してみましたけども、その先を読んでいるということで、非常に興味もしました

し、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。私がこのソフト事業というか、このことを言っているのは、圧倒的に多いお年寄りに対して、紙媒体の場合ですけれども、経費的にはわずかなといいますか、ささやかな予算で、1冊3千円か4千円かわかりませんが、先ほども言ったように職員の皆さんが知恵を出し合って、デジタルの情報を作って印刷製本屋に持ち込むというイメージですので、おそらく単価的には、それほどかからないと思います。3千円か4千円かちょっとわかりません。掛けるお年寄りの世帯というと200万円か前後で済んで、そして効果は心にしみ込むものですからね、お年寄りにしてもご家族にしても読んで、すぐとは言いませんけれども、じわじわと心にしみていき、お年寄りのことが町中に伝わっていくというそういう長い目での効果も含めて、私は考えておりました。夢といって一笑に付されるかなと思って、びくびくしながら質問したら、その先をいく答えも返ってきたような気がします。ぜひ、時間はかかると思いますが、鋭意ご検討をお願いしたいと思います。

次に、仮称の連続で申し訳ないんですけども、二つ目の仮称はご長寿サロンでございます。

先日、公民館にちょっとおじゃまして、うっかり私もやきがまわったなと思ったんですけども、月曜日におじゃましちゃいまして、休館日ですよ、思わず苦笑いしましたけども、そこに幸か不幸か、私は幸運でしたけれども、いらっしゃった社会教育課長は不幸だったと思いますけども、私につかまっちゃいまして、公民館の和室の使用状況をちょっと教えてもらいました。総じて言えば、午前中はがら空き、そして何曜日だったかな、若がえり学級は毎月第2、第4の使用で埋まっていますね、そして、一つサークルの活動が木曜日の午後にジャズダンスか何か入っていたと思います。これはずっと入っています。総じて言えば、午前中は空いていて、午後は水、金、土、日は空いていることがほとんどだと。これは私があえて言わなくても皆さん何となく気づいている。あんな立派な公共施設をやはり有効に活用したいなということが一つ、それと役場と福祉センターとつながっていますし、ちょっと歩けば病院がある。ちょっと歩けば新しい商業施設もある。人の流れは役場に向かっていると思います。そういういろんな条件で、ここに私は勝る場所はないのではないかなと一つ思っています。それと経費がかからない。市内にですね、空き店舗を借りて改造するという考え方もあるかもしれませんが。それはそれで利便性もあるかと思いますが、購入費とか改造費もかかる。それと長寿会館の建設の課題もある。そういう中で総合的に公民館はいいなと。回答いただいた後も考え方は変わりません。公民館を使用することについては問題ないですよ。お聞きします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本正徳君） 今、公民館をご長寿サロンで利用ということでお話がありました。公民館の使用につきましては、一般のサークルだとか、うんぬんだとかというのは、一般貸し館としての利用に関しての部分については、利用は可能なんですけれども、まず、ご長寿サロンの考え方についてもサロンという、喫茶とかゲームができるような場所というようなかたちで考える上では、社会教育単独というよりも福祉、健康部門や社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体やNPOなどの連携だとか協力、協働というのが必要なことではないのかとは考えております。社会教育として関わるとしたら、次のようなことが考えられるんですけども、場所の提供だとか、また、運営に関する学習の機会の

提供だとか、そういうようなことが社会教育としては関わっていける分野かなとは考えております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） そういうのは物理的に借りれますね。私が今、調べてきたことは教えてもらったことであり、間違いないですねという確認だったんですけども、先に進んでご回答ありましたけども、私は町民の立場に立ったら、先ほど言った経費的なこととか利便性のことに加えて、町民の目線から見たら、社会教育だとか、福祉だとかという縦割りのことは町民はあまり意識しないと思います。だからこの質問で1本筋を通したつもりなんだけれども、通っているかどうかわかりませんが、部局の連携ということが超高齢化社会には必要だと思ってまして、ざっくり言えば、サロンの開設に向けては福祉が中心になってお世話いただいて、もし和室で開設ができるということになれば、ほんの少しのお手伝いを社会教育でやっていただくと。何といってもですね、確か昔は畳敷きだったけど今は何ていうんですか、カーペット敷きですし、広いし、座卓はあるし、座布団はあるし、放送設備はあるし、トイレは前にあるし、ちょっとその気になったら、空いていれば調理室もあるという、その建物自体としての機能性も抜群なわけです。だから、担当は別としましてですね、曜日も毎日するということにもいかないかもしれません。午前中は空いているということですから、お年寄りはまだ薄暗くなったらもう足元不安ですから、そんなに遅く開設なんてということにもなりませんでしょうし、今日質問して今日すぐですね、はいわかりましたなんてことには、私は思っていないんですけども、一つの考え方として何て言うんでしょうね、前向きにというか可能に向けてぎりぎりの検討をお願いをしたいなと思っております。

その連携という点ではいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 各課間の連携については問題ありませんので、特に今、保健師活動、福祉保健課の健康増進とそれから社会教育課の学習活動を一緒にできるものを一緒にやっていこうという実践的なことも今年度から始まっておりますので、そんなことを考えていくと、もっとそれを広く広げていくということは議員のおっしゃるとおり、そのとおりだなというふうに思っていますので、一層さらにそれらのことが拡大できるように努力していきたいというのが1点です。

それから、公民館をお茶の間サロンというか、ご長寿サロンにできないかということがあります。ご存じのとおりあそこは貸し館ということがありますから、さまざまなサークル等の団体の予約等を優先的に入れながら町民の利用に供しているという点がありますので、その点で支障があるかないかという、これは一つは予約制を取りながら貸し館ということですから、検討する余地はあるだろうというふうに思っています。ただもう1点では、公民館は住民のお茶の間ですよというキャッチフレーズなんです。スペース的にはロビーやそういったところを自由にいいながらも現実的には、あそこがお茶の間に現実的になっているかどうかという点については、そうはなっていない。面積的な問題もありますし、それから、総合福祉センターの健康器具の話も出ていましたけれども、あそこもあえて貸し館にしないで住民の方が気楽に利用できると。使用料とらないで使用料条例をとらない

で、あそこの健康機器を自由にどうぞお使いくださいというところが、売り込みの施設ですから、その点で言うと、町民の利用にどこまで供しているのかという点で言うと、まだまだ呼びかけや検討していかなきゃならないことがあるなということが昨日の質問でも答弁させていただいたところです。それらの課題を含めて、公民館の和室を時間をご長寿サロン、名称は別として、開放するということが可能かどうかという検討はさせてもらいたいと思います。ただ、あそこ空いていますよと言ってもおそらく来ないと思うんですけども、やるとすればどういうひねりが必要かと。例えばそこに保健師、あるいは社会教育職員を一定の時間帯常駐させて、来た人が何かを学んだり、あるいはうんぬんということも必要なのかなということがありますが、可能性としては、まったく否定する中身ではありませんので、お金のかかることでもありませんので、改めて教育委員会と相談をして、どういう方向が実現できるのかと。こんなところを実現するとすれば、西山議員からも再三出ている市街地の中でそういう居場所づくりの問題も含めてできれば発展させていけることができればいいのかなということを今、思っていますので、それはこれから教育委員会とも相談させていただきながら、まず第一歩として、これは前向きに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） さすがだなと思って聞かせてもらっているんですけども、次に質問しようかなということを先に答弁されたみたいな感もありますけども、回答では、運営母体とか、足をどうするかという回答もありました。それで公民館というのは、もちろん存じ上げていますけども、サークルとか特定の団体の予約に応じて、事前に予約をしてお貸しをして有効に使ってもらおうということでもあります。だから運営母体という点で、例えばですね、お年寄りの自主的な運営母体があって、そこにお貸しするというのが本当は普通のパターンでしょうけども、お年寄りにそれを求めるのはちょっと酷だと思います。これはもう町長もそこまでは酷だろうとご理解いただけると思いますので、どういう方法があるか今後ご検討いただくということですから、この運営母体については、利用者だとか関係の部局の話し合いの中で、もし実現に向けてですね、向かうのであれば、それはクリアしていけるのではないかなと思います。それと高齢者の足については、これはもう言わずがもなというか、町長が推進しているハイヤーですか、タクシーのワンコインの事業があるわけですから、あれだけでクリアはできませんけども、ご家族がもしこういう施設ができたなら、ご家族も安心して私は送り出せると思うんですよ、これは仕事の繁忙期とか、いろいろありますけども、ご家族がご協力していただいて、おじいちゃん、おばあちゃんの笑顔につながればということで送り迎えも一部可能でしょうし、いろんな可能性の中で足の確保はクリアしていけるなど。これは公民館であろうと市街地に集いの場を設けようと、これは同じことではないかと思っております。いずれにしましても、この件についても、鋭意ご検討いただけるということでございますので、お年寄りにはですね、こんなことを言ったら怒られるかな、私ももうあと2年ぐらいで仲間入りさせていただきますけども、やはり一般的に残された時間はそんな長くはないわけですから、この手のお年寄り向けの施策にあたってはスピード感も必要だと。こんなこと私が指摘するまでもなく、町長は重々ご承知のことだと思いますので、これらも含めて鋭意ご検討いただけるという理解のもと、ぜひよろしく願いしたいと思いますし、経費、施設の有効利用、機能性、利

便性、この辺を改めて強調して、次の質問に移りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 総括的に答弁させていただきます。本当であれば公民館の関係ですから教育長に答弁ということもあるんでしょうけども、一つは先ほど言いましたように団体の優先的な占有権とまではいきませんが、これらの調整をどうするかという問題があります。それから、使用料の、原則有料というふうに、深見さんの時代に原則無料から原則有料に切り替えたということがありますから、果たして無料でそこを開放することが、優先的にとることが条例上からいってもどうなのかという問題があります。それから、3点目には、バックアップ体制なり、そういったことをどれだけ実効のあるものにできるかということがありますから、今すぐいつからやるということは言えませんが、こういった具体的な課題解決をみての議論と検討をさせていただきながら、一定の結論をできるだけ早く出していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） ありがとうございます。質問へたなんですけど、回答が非常に的を得ているというか、私が聞きたいことを先、先と答えてくれているという感が今日は非常にしました。小気味いい感じもいたします。

それでは、最後の、ずいぶん仮称づくりが好きだなということでお笑いになっている方もいらっしゃると思いますけども、これも仮称なんですけども、お年寄りの御用聞き隊、隊はおじさんギャグということでダジャレですね。隊というからには、一つのまとまりをもって一つの目的をもって共通の活動をするということで、海援隊のような隊をひっかけているわけなんですけども、まず、最初にですね、地域担当職員制度との何ていうか関わりということを私はちょっと意識しておりまして、最初にこれはお聞きしなければならないなと思っていることなんですけども、地域担当職員制度がスタートしたとき正直言って、私のみならず皆さん地域を担当するとは何を担当するんだろうと多くの関心を集めたと思います。しかし、回答にありましたように、意外と蓋を開けてみたら地域担当の範囲が小さいことに気付いたというか、ちょっと肩すかしをくったような印象もございます。そこで町長にお聞きしますけども、今行われている地域担当の活動の範囲が、町長が最初に考えた範囲とイコールなのか、差があるとしたら、その乖離^{かいり}の範囲をお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） かなり時間がかかる提案だと。全国的にこの地域担当職員というのは、私どもの町だけではなくて、全国的にやっておられて、ある意味では形式的なことになっている部分もないとはいえない。その中で私はやはり職員のうちなる理解をどうやって求めていくのかということを私は大事にしてきたつもりですし、半分仕事で半分ある意味では住民の一員としてのお仕事だということで捉えていますから、進捗状況からしてみるとまだまだというのがありますが、少なからず私は何かあったときに相談をする。あるいは担当職員に声をかけていただく。それから、担当職員も最近ではごく普通にやられておりますけども、大雪が降ったときにはスコップを持って出かけていただく。そして訪問して声をかけてうんぬんというところは、まずは第一義的には、これが全体の中でもっとも浸透していけばいいなと思っていますけども、まずは目標達成というよりは見えてきたなという感じです。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） 今のご答弁聞いて安心したというか、ああやっぱりそうなんだなと思っております。確かに行政の方から住民の方に近寄っていくということは、簡単なことでもありませんし、本来の業務をお持ちですから、その合間をみてというか、調整をしながら対応しているわけですから、一朝一夕にぐっと活動範囲が広がるものとは、私も考えておりませんし、町長からまだまだ途上だと。発展途上だということで納得といえますか、安心しております。私がちょっと、これもざっくりな質問で申し訳ないんですけども、やはりお年寄りにお会いしますとですね、何といいましょうかね、皆さんではないと思いますけども、いろんな状況のお年寄りがいますけども、1、2の例をあげると1日何となくご夫婦で過ごされていたりですね、「足腰が弱ってきて動けないんだわ山田さん」と言う方もいましたし、家からなかなか出られないという状況があると思います。そして、それを補うために町長が考えたハイヤーの事業ですけども、いちいち数字はあげませんけども、この間、総文の所管事務調査でお聞きした数字を見ますと、計算間違っていないと思うんですけども、1日6件、単純に2千何ぼを日数で割っただけなんですけども、違っていたらご指摘いただきたいと思います。多分往復で3人がという利用ではないかなと思っているんですけども、これは何を物語るかという、せつかくの事業を用意されても家からなかなか出にくいという状況があるんでないかなと私は思っているんです。そうであるならば、行政の方から一歩、二歩、歩み寄ってですね、お年寄りやお年寄りがいらっしゃるご家庭にもう少し近寄ってはいかがかなと。近寄ってほしいなことなんです簡単に言うと。だから、地域担当職員の皆さんが年に1、2回、特に冬場に入る前、煙突やストーブ周りの点検も兼ねて訪問されて安否確認もされていると。これは素晴らしいことだと思いますけども、この回数なり、内容、質をもう少し、何回も出ています地域連携も含めてトータルでお年寄りのところにおじゃましてお話を聞いて少しでもお心安んじることとはできないかなという、まったく単純な発想であります。そうすると意識の御旗に私もしましたし、一部まだあるかもしれません役所の申請主義というのがありますよね、臨時福祉給付金も窓口に来てくださいと。ご不明な点がありましたらご連絡くださいというようなことがありますけども、結果として、最終的には、来れない人のところは訪問して手厚い対応をされていると聞きましたけども、結構なことだと思います。そうであるならば、福祉給付金だけじゃないですよ、ものによって、そうであるならば、チラシにはですね、都合によっておいでいただけない方はこちらから伺うこともできますご相談くださいのような踏み込んだ対応も含めて、お年寄りが本当に心から役場は親切だ、今でも親切ですよ、十分に親切ですけども、もっともっと親切だな、私たちは見守られているんだな、そういう実感がもう少し、さらに持てるようなことも含めて、この地域担当制度の進化も含めて、また、部局の連携も含めて、ぜひ対応を進めていっていただきたいなと思います。これも町長にお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 自治体職員は、住民を支え励まし高め合う仕事だと。しかもそれは、全体の奉仕者であるという点については、住民の福祉、あるいは生活を守り、発展させていくことが役場職員の仕事なんだよということの範囲の中で、どこまで今、住民に寄り添い、あるいは御用聞きをするということが果たしてどこまでなのかという点では、非

常にまだまだ検討しなきゃならないことがたくさんあるんじゃないかなと思います。少なからず私が現職の時代よりは、今の役場職員は本当によくやってくれていると思います。目線も低くなった。我々が訓子府にきたころは役場職員がこういうかたちで仕事をするだなんてことは考えもつかなかった。しかし、本当によく努力していただいているということもありますし、そして、本来の仕事に支障をきたさない範囲の中でどこまでできるのか。それから、基本的な姿勢として、どう住民の方々と向き合うのかという考え方の中で議員の質問の意味は理解しているつもりでございますので、鋭意私どもも含めて努力をしてくれなきゃならない中身だなということで参考意見として聞かせていただきました。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

6分です。

○4番（山田日出夫君） 今、町長が言われたように職員は本当に頑張っていると思えます。私が役所に入ったころは、おっかない先輩がたくさんいらっしやって、なかなか空気の流れも、こんなこと言ったら怒られちゃいますけども、あまりよくなかった面もあったけども、今の職員の皆さんはいろんな制度が新しくできている、改変が著しい中で、日々の仕事は大変だと思います。これはもう私が一番、一番というか、二番ぐらいかな、よく理解しているつもりです。ただ、超超高齢化社会は、さらにまた求めてくると思うんですよね、今日、明日ということをやっているんじゃないです。超超高齢化を見据えて、今、町長が言われたことで鋭意ご検討していただければ、今日の段階では私は御の字だと。そういう回答をいただいたので、私は御の字だと思って聞かせていただいております。時間があと5分です。議長に言われる前にちょっと意識をしておかなければと思いますけども、最後になるかと思えますけども、教育委員会では、スクールサポーター事業というのをやっていますね。すごく実績上がっていると思います。始めた本人が手前味噌なことを言うつもりはまったくありませんけども、あれのお年寄りバージョン、あの町の中にはですね、すごい技術や知恵やいろんな力を持っている人がたくさんいると思うんですよね。それを一部学校に今、振り向けていただいていますけども、お年寄りだけが住んでいると家の中の不都合なこともある。改造してお金が出るとか、いろいろ事業もやっつけいらっしやいますけども、ちょっとしたことも含めて簡単な、何て言うんですか、大工仕事のようなことも含めてですけども、あとはお年寄りと会話を楽しんだり、交流を得手とする方もいらっしやと思います。このような潜在的な町民の力をお借りしてスクールサポーターお年寄りバージョンのようなことも含めてですね、今後必要になるのではないかなと。これは質問というより若干感想めいたことも含めてお話しております。それで先ほども質問のときに言いましたけども、ひとり町行政に求めるのではなくて、町議会の我々はもちろんですけども、今言った、例を出しました町民の皆さんのお力を借りたり、また、ボランティア団体だとか、社会福祉協議会のお力と連携したりと。そういうやはり壮大ですね、大きくくりの中で、やはり超超高齢化に備えていく準備づくりをもう一部町はされていますし、町長は連携のことをすごく意識されておりますので、ご紹介いただいていますので、心強く思っていますけども、町民もご理解いただき巻き込みながら町長が考えている方向と私は矛盾していないと思いますので、そういうまちづくりを目指していけたらなという自分の個人の感想も含めて、町全体でのお年寄りに対する施策のつくり方について、もう時間ありませんから簡単に町長からありましたらお伺いして、質問を終わっていき

いと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） いろんな行政の仕組みとして、制度としてつくっていかなくやならないものと、職員個々がやらなければならない努力の中でやれる範囲というものと、それから、住民の方々が一人の住民として隣近所に成し得ることをやっていくという、こういう重層的なまちづくりが、やはり根本に大事にしていかなければならないなというふうに思っておりますので、山田議員からの意見も参考にしながら、今後、今、総合計画の策定にも入っておりますので、向こう10年間のまちづくりの計画に可能な限りいろんな考え方を反映できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田君。

○4番（山田日出夫君） 先ほど感想述べましたけども、今日は非常に質問はへたですけども、町長の思いというか、気持ちがキャッチボールできたような、勝手に私だけかもしれないけども思いを持っております。一生懸命、町全体で一緒にまちづくりに臨めたらなと思います。ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、私の一般質問をこれからしていきたいと思います。質問通告書に従いまして、質問していくことになりますけれども、今回ちょっと欲張って3点の質問ということでありますので、個々の再質問は極めて限定的な私たちでしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、マイナンバー制度について、質問していきたいと思います。

2013年5月に成立した「マイナンバー法」によって、10月からの「番号通知カード」の発送、来年1月からの運用開始というマイナンバー制度の実施が目前に迫っております。この制度については、内容が個人や企業にも十分理解されてはいないとの指摘もあり、町民や自治体への新たな負担を伴う影響が懸念されるところでもあります。

従いまして、次の事項について、町長にお伺いをいたします。

一つ、実施を前にして、準備の状況はどうなっているのか伺います。

二つ目、高齢者、介護施設入居者を含め、制度内容を理解してもらうために町民にどう対応していくのか。

三つ目、マイナンバー制度は自治体の根幹に関わる業務と一体であり、職員に新たな負担も予想されますが、これにどう対応されていくのか。

この3点について、お伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「マイナンバー制度について」３点のお尋ねがございました。

まず、１点目に「実施を前にした準備状況について」お尋ねがございました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」は平成２５年５月３１日に公布され、併せて地方自治法をはじめとする関係法律の整備に関する法律も同日付で公布されました。

制度導入に向けては、町長を本部長、副町長を副本部長とし、本部員を各課長で構成する「訓子府町社会保障・税番号制度推進対策本部」を設置し、その下部組織である、係長で構成する連絡調整会議および制度導入に係る検討ワーキンググループにおいて準備作業を進めております。

１０月から町民の皆さまに個人番号をお知らせする「通知カード」の郵送が始まり、来年１月からは行政機関等によるマイナンバーの利用が開始され、同時にカードの申請者には「個人番号カード」の交付が始まる予定であり、いよいよ本格的な制度の運用が始まります。

運用開始に向けて引き続き、本部会議および連絡調整会議等を随時開催し、新たな事務の洗い出し、事務の流れなどを確認し合い、業務の失念や町民の皆さまの混乱、不利益が生じることがないように事務を進めていきたいと考えております。

２点目に「高齢者、介護施設入所者を含め制度内容を理解してもらうための対応」についてお尋ねがありました。

町ではこれまで制度内容の理解を深めていただくことを目的に、町広報での制度周知と全町民を対象にした住民説明会を７月に開催いたしました。また、各町内会長、実践会長、老人クラブ会長宛てに希望団体に対して町の担当者が出向き、いわゆる出前説明会の実施もお知らせしたところでございます。

現在まで三つの老人クラブから説明会の依頼があり対応させていただいております。他にも若がえり学級でも時間をいただき制度説明をさせていただいており、今後も希望に応じて随時対応していく予定です。

また、介護施設の入所者については、今後施設を通じて広報を行うことなどを検討してまいりたいと考えております。

３点目の「マイナンバー制度は職員に新たな負担になることが予想されるがどう対応するか」についてのお尋ねがありました。

マイナンバー制度は、「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的に国が導入、推進している制度です。

「行政の効率化」も目的とされているところではありますが、マイナンバー制度の導入に向けて自治体が行うべきこととして、窓口業務におけるマイナンバーを取り扱う業務の整理、分析、セキュリティ対策の検討、個人情報保護条例の改正などの運用に向けた例規整備、情報システムの改修や運用、特定個人情報の保護評価の作成などが新たな業務として挙げられます。

さらに、国は制度導入にあたって安全性を強調していますが、世の中に絶対大丈夫ということがないように導入にあたってはリスク管理も考えなくてはなりません。

ご指摘のように導入にあたりましては、行政の効率化ばかりではなく、全庁的にまたがる新たな事務が生じますし、情報漏えいに対するセキュリティー対策など目に見えない新たな負担も生じる可能性もあることから職員が一体となり、先ほど申し上げた庁内の推進対策本部を中心に連携を図り合いながら、制度導入に当たっていかなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました３点についてお答えいたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○５番（工藤弘喜君） それでは、何点か再質問といえますか、質問していきたいんですが、まず、はじめに、この問題につきましては、各マスコミといえますか、新聞なりテレビなり、それぞれの報道の中でも伝えられていますけれども、いわゆるマイナンバー制度の理解度というのがまだ十分じゃないということがいわれております。例えば、９月４日付の道新の記事なんかを見ましても、やはりマイナンバー制度そのものの名前はわかっているんだけど、その内容については知らない、あるいはそもそも全て知らなかったという方も含めて、やはり６割近くの方、半分以上の方がなかなか理解されていないという実態にあるという報道がされております。それでまず、本町の状況についてお聞きしたいんでありますけれども、仮に５割の方がこのマイナンバー制度について内容が理解されていないということを本町に当てはめると５，３００人の人口の中で２千人を超える方が、全員に付番されるわけでありますから、その半分の方がこの制度について理解ないままに物事が進んでいくということになっていくのかなというふうに思います。そういうことの中で、やはり混乱も含めて大変な状況になるというのは、現場の職員の方々が非常にそういう、いわゆるトラブルも含めて対応しなきゃいけないという状況が生まれてくるのではないかと懸念があります。それで本町の理解度、現時点で、どれぐらいの方が理解されているのか、どういうふうに捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 本町におけるマイナンバー制度への理解度という点でご質問ございましたけども、その点につきまして、特に数値的な調査を行っているわけではございませんので、数値的なことは申し上げられませんが、新聞報道では「６割近くが理解が不十分ではないか」ということになっています。また、うちの役場の職員自体でもですね、このマイナンバー制度を十分理解しているかどうかというののもちょっと疑問が残るところがあると思います。そんな中ではございますけども、来月１０月５日から番号通知がされるということで、おそらくそういう窓口等への問い合わせ等も予想されますけども、１０月５日の通知以降ですね、より関心は高まっていくのかなというふうに捉えております。どのぐらい理解されているかという点については、明確な答えはできませんけども、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○５番（工藤弘喜君） この制度については、やはり当初から言われていますように、マイナンバーそのものについては、現在のところ３分野ということで、税と社会保障と福祉、そして災害の関係、これだけでみても取り扱う業務というのは９８の行政事務があると、関わってくるというふうに言われております。その中で極めて多い部分でいけば、もちろ

ん本町におきましては、町民課におけるいわゆる税の関係、年金関係も含めて、あるいは福祉保健課、ここはまた非常に複雑な業務全体にわたって関わりのある、そして、この対象となる町民の方々というのも非常にいろんな事情を持った方々に関わる部分でもあります。そういう中であって、本当に言ってみれば、このマイナンバーそのものがセキュリティーの問題、情報の問題含めてどうなんだということが懸念されていることでありますので、そういう部分でいきまして、本当に職員の負担というか、あるいはそれに伴う町民のリスクといいますか、あるいは負担、こういったものを再度やはり考えなきゃいけないのかなというふうに私自身は思っているところです。

それで、次の質問なんですが、10月5日から通知カードというのが各国民に、本町であれば町民に送られてくるということになっておりますけれども、これは送られてくるその送り主が各自治体ではなくて、地方公共団体情報システム機構というJLISの方から、そこがおそらく別の委託会社をお願いして郵送も含めて発送事務にあたるのではないかなというふうに思っていますが、問題は本町の町民に本当にそこに届けられているのかどうかの確認は一体誰がするのでしょうか。本町の職員として、この確認の問題をどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 全部の町民に届くのか、届いたら確認ができるのかということでございますけども、今、議員が言われましたように、全国の市町村、全部がですね、今言いましたJLISというところに委託をしましてですね、市町村の宛名をもってJLISが全国に配送すると。10月5日現在をもってですね、10月5日施行なんですけども、10月5日の施行日現在の住民票の情報をもって順次データが届いたところから発送事務といいますか、印刷も含めて発送事務をしていくと。国の考え方では10月の中ぐらいからやっと発送が始まるのかな、11月末ぐらいに1回目の全部が届くといいますかね、郵便局を通じて届けられることを目指しているようでございます。世帯ごとにですね、5人家族がいたとしても1世帯、世帯ごとに簡易書留で郵送するということを聞いておりまして、これが9人とか10人の家族がいますと8人までしか、8人分までしか封筒一つに入らないようですので、そういう場合は二つに分かれるんだと思うんですけども、1世帯分がまとめて郵送されると。それが簡易書留で郵送されると。それが例えば不在であったりした場合には、郵便局で預かり置いて、また何とか試みるという部分が、多分おそらく1週間程度であると思うんですけども、そこで配達にならなかったときにはですね、訓子府町役場が宛名人になっていきますので、訓子府町役場に帰ってくると。そのときに初めて追跡調査といいますかをしまして確実に最終的に渡るように我々の方でいろいろ確認しながらですね、届ける努力をしなければいけないというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） こういう田舎ではあまりそういうことはあり得ないのかもしれませんが、郵便局、JPの配達の人たちの話では、やはり結構困難だろうというお話もしていました。

その中で一つは、例えばこういうことも言えるんですよね。今回のマイナンバーについていけば、私も農家というか百姓をやっている、その中で12月になると青色申告で年末調整をしなければいけない、あるいは税との関係で誰か労務者をお願いしていると必ず税と

の問題で、相手の来てもらった人の付番した番号もこちら側で利用しなきゃいけないですよ、それは大体11月の末から12月にかけて皆さん事務やるんですよ。そういった時期的な問題含めてどうなんだと、ある職員とも話をすると私はそんなことわかりませんというか、それは当然なんです、ただ実際の実働的な部分でいくと、相当な件数も含めて、日常の業務からみてもやはり増えるから非常に心配なところがありますという実態もやはり言われています。だからそういう面では、いやうちにはカードが来てないとか、番号が来ていないとか、そういう声というのは、やはり町民にとっては窓口としては役場です、そういう対応も大変になるのではないかなと。やはりそれに対して、だからといって誰もかれもが携わって、教えてやるぞとか、おれが探してやるぞとか、というものではないですよ、このマイナンバーは。だからそういう面での認識というのは、全て職員の方々にかかってくるのかなというふうな思いがしておりまして、それが二つ目の質問の私の心配事というふうに思っています。

それともう一つ、情報の漏えいといいますか、個人情報の保護の問題で、国は基幹系、いわゆるシステムの関係で、基幹系システムと情報系、いわゆるインターネット。これは完全に基幹系の中で多分整理はしていくと、その町の人たちの番号というのは、そこから動かさない仕組みというのにしなさいよという指導が国の方からはあると思うんですが、本町の場合、その辺の例えばインターネット、いわゆる情報系でその番号を使って仕事をするような、そういう方向はないですよ。そういったことというのはあり得ない。特に、年金問題含めて、こういう個人情報が流出したという一番の要因というのは、やはりネットを通じた、いわゆる情報系を通じて部外に流出していくということがありますので、その辺のセキュリティーがどうなっているかということが相当国から今回求められたんではないかと思えますけども、その点についてお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、情報セキュリティーの関係で基幹系と情報系のシステムの関係でございますけども、国の指導では、それが一番いいのは物理的に分離するという事で、基幹系のシステムと情報系が接続されないように、まったく別のものにして、ですから例えばうちの場合ですと現時点ではですね、まだその情報系と基幹系のところがまだ分離、物理的には分離されていません。ということで、例えばインターネットとつながる部分、情報系の部分につきましては、例えば極端に言えば、各課に情報系とつながるのを1台ずつにして、その他は基幹系のシステムとつながっているものにするだとか、そういった、ちょっとこれから10月5日までにですね、何ができるかという対策というのが必要になってくるのかなということで、現在、担当の方と今その辺をつめている段階でございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） この質問は、この程度にしたいんですが、最後にちょっと町長に見解をお聞きしたいと思います。今、若干の何点かの質問、ほかにもあるんですが、この質問の中でもやはりこの最初の一答目のお答えの中でもありましたように、セキュリティーの問題でも絶対ということはある得ないということもおっしゃっていましたし、あるいはもっともっと大事な町民なり国民の番号に対する、この制度に対する周知、中身の重要性の割には、なかなか浸透していないという問題等々が内在しているこのマイナンバー制

度、これについては、運用も来年1月からの運用なんでありますけれども、この運用が始まる前から国は政府は再来年ですか、預貯金の方まで拡大したいとか、将来的には健康保険の方もそれでやっていきたいとか、さまざまな拡大する分野を先行して今言われてきていますが、果たして、まだ運用もされていない、そういうリスクも抱えながら、認知もされていない制度について、せめてマイナンバー制度中止ということではなくても、来年1月からの運用は延期してはどうかという話を自治体の長として申し入れしてはどうかというふうに私は思っているところです。これは何も訓子府だけの問題じゃなくて、決して本町だけではなくて、多くの自治体が抱えている問題でもありますし、そのことによる混乱も含めて考えたときには、運用の中止を求め、そしてさらに根本的な対応、対策も含めて対応をとる必要はないかというものを自治体の長として、やはり言っていただきたいと思っているわけですけど、その辺の見解をお聞きしてこの問題については終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成25年の法整備によって、我が国は、この10月で住民通知を行い、来年の1月からカードを実際に渡されると。それから預貯金の関係も国民合意の中でそれを利用するかどうかということを決めていくんだという状況というのは、議員のご指摘のとおりであります。その点でいくとヨーロッパ各国でやっているマイナンバー制度からみるとセキュリティーの問題で果たして住民のいろんな問題が確保されるのかどうかという心配は私自身もしております。これは今、私自身が反対や、あるいは延期ということをするということとはちょっと差し控えたいと思いますけれども、例えば住基ネットの問題や、あるいは介護保険制度を施行する際にも同じような心配事がありましたので、状況によっては国の関係機関に厳しく、あるいは近隣町村や道内的な運動も含めて見極めながら声を出していきたいと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） ぜひ、そういった方向で、中止をするということも、今回マイナンバー制度が始まって、これからもう10月になったら5日過ぎたら通知が来ますから、これを拒否するとかということは我々はできません。やはりこれは法に基づいて向こうが付番したものは受け取らざるを得ないだろうし、また、そのことによって、さまざまな事務処理も始まっていますから、これ3千億円を超える費用で始まった制度でもありますし、そういった部分はわかるんでありますけれども、それを実際1月から運用が始まった時点での混乱の方がもっともっと深刻にならざるを得ないのではないかなという心配もありますので、そういった部分で、まずは延期をする。せめて1年、2年延期をして、さらに理解を深めながら進めてはどうかという話ぐらいはあってもいいのかなというふうに思って、今回のような質問になったわけです。

それで時間もありますので、次の質問に移らせていただきます。

2点目です。非核平和自治体宣言についてであります。

今年は、戦後70年の節目の年です。先の戦争により2千万人以上ものアジアの人々、310万人の日本国民の命、そのうち日本兵の戦死者230万人、本町でも200人以上の方々が戦没者となっています。

また、日本は被爆国でありながら核抑止力に固執し、その方向はさらに強まっていると

思われます。

町民の幸せと平和な未来を子どもたちに引き継ぐことは地方自治にとって使命でもあります。

次の項目について町長の考えを伺います。

一つ、戦後70年の歴史認識を伺います。

二つ目、非核平和宣言をすることについての見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「非核平和自治体宣言について」2点のお尋ねがございました。

1点目に「戦後70年の歴史認識」について、お尋ねがございました。

先の大戦では、何の罪もない、2千万人以上のアジアの人々、310万人の日本人の尊い命が戦争という名のもとに失われ、本町でも多くの方が戦没者となっています。

戦闘だけでなく、極寒の、あるいは灼熱の地で飢えや病の苦しみで異国の地で亡くなった方。また、広島や長崎での原爆の投下、空襲によってもたくさんの人々が戦争の犠牲者となりました。

8月15日の全国戦没者追悼式において天皇陛下は「終戦以来70年、平和の存続を切望する国民の意識に支えられ、^{こんにち}今日の平和を築いてきたとともに、先の大戦に対する深い反省と、今後、戦争の^{さんか}惨禍が再び繰り返されぬことを切に願う」と述べられています。

今、世界に目を転ずると、この70年、戦争のない年はなかったといっても過言でないほど、^{せいさん}凄惨な争いが繰り返され続けています。そして、グローバル化が極限に達した現代の世界は、さまざまな「対立」が激化し、出口の見えない混沌とした状況が続いています。

だからこそ、日本は戦争で犯した大きな過ちをひとときも忘れず、憲法9条のもと不戦を誓い、平和国家として歩んできた日本は、これからも世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献していくべきだと考えています。

本年7月15日に挙行した戦没者追悼式においても、国民的議論や理解のないまま歩もうとする安保法制に対する危惧と平和社会の実現に向けて先頭に立つことをお誓い申し上げます。

2点目の「非核平和宣言をすることについての見解」についてのお尋ねがありました。

昭和20年8月6日、広島に人類史上初めて、原爆搭載機エノラ・ゲイ号によって原子爆弾が投下され、昭和28年の広島市の発表では死者20数万人。8月9日には長崎でも原子爆弾が投下され昭和25年の長崎市の発表では死者だけでも7万3千人を超えたと言われています。

この悲惨な原爆の投下の事実があつたにもかかわらず、戦後においても、米ソの冷戦の激化に伴い世界各国が核の保有と核兵器の開発にしのぎを削る時代が始まりました。

^{こんにち}今日でも「原爆そのものは悪くない。戦争を早期決着に導いた」「核の保有のおかげで抑止力が働き核戦争が起きなかった」といった核の正当性を主張する人々がいます。

しかし、多くの国が核を持つようになり、核の保有は戦争抑止の目的とは様相が変わってきたのではないかと思います。広島、長崎のように核の悲惨さを体現できる日本だから

こそ、戦争に限らずあらゆる場面で核の使用をなくすことを考えなくてはなりません。原爆を経験した2市の首長は、二度と被爆の悲劇を繰り返してはいけないと一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和を訴えてきました。国家が主権・統治権を保有していて戦争もできる仕組みの中で、ローカル・ガバメントがおかしいことは堂々とおかしいと異議を唱えることが必要だと考えております。

私自身も先の秋葉広島市長の呼びかけに応じて「平和市長会議」の一員として、平成22年2月から名を連ねて今日に至っております。

そういった意味で、ローカル・ガバメントの一員である地方自治体が連帯して非核平和宣言をすることは地方自治の観点からも大変異議深いことであると考えます。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたのでご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） それでは、この点について、1、2点ですけれども、質問を再度させていただきます。

まず、歴史認識の問題については、これは町長の持つ歴史認識でありますので、それ以上、私の方からどうこうということではありませんが、ただ、この歴史認識をどうして、この問うかということではありますが、やはり歴史認識が例えば一国の総理大臣からはじまって、各市町村長の方々も含めて、やはり国であれば、総理大臣であれば一国の国民の幸せ、あるいは平和も含めて、やはり責任を持たなきゃいけないという立場でありますし、市町村長の皆さん方におかれまして、その町に住む、あるいは村に住む人たちのそういったものに責任を持つという立場から、やはりこの先の大戦からの思い、いわゆる歴史認識、こういったものというのは、やはり非常に大事にはなるのではないかなというふうな思いで私はおります。そういう意味でお聞きしたわけではありますが、それに基づいて非核平和宣言をすることについての見解なんでありまして、今の答弁の中で町長も大変意義深いということではありますが、やはりそれぞれの自治体では、当町では先にも言いましたけれども、先の戦争で少なくない戦没者がいると。そして、こういった事実にしかりと向き合って再び戦争の惨禍を繰り返さないという決意、こういったものを自治体や、あるいは地方の議会が意思表示をするということというのは、町の将来に向けて非常に意義深いものではないかなというふうに思っております。それを全体の中で町として宣言をするということの意味を再度確認をしていきたいな、いけたらいいのかなというふうにも思っているところです。そういう面からいきまして、意義深いということで答弁いただいているわけではありますが、来年になりますか、開基120年という記念すべきときになりますか、そういう場面も想定の中に入れながら、やはり今この平和宣言という持つ意味を改めて町民と共に共有してはどうかなというふうに思いますが、その点について、再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全道179自治体の中で非核平和宣言を行っているのは114ありますから、過半数を超える自治体が非核平和宣言を行っている。それから、管内でいいますと北見市、網走市を含めて2市4町、隣の置戸町も入っておりまして、2市4町が18自治体の中で六つの自治体が、3分の1の自治体が非核平和宣言を行っているという状

況でありますから、このことをもって善しあしという考え方に立つ思いもありませんし、積極的に私は考えなければいけない問題だなというふうに思っています。

ただ、最近の全国的な動きの中では、一方で、非核平和をやめて挨拶のできる町宣言に切り替えたりですね、いろんな動きが今、全国で出てきております。これはレベルが違うし、ラベルも違うんじゃないかと思うんだけど、そういった中で、それから憲法よりも挨拶のできる方が大事だということで、校長が生徒に訓示を行ったり、ニュースを出したりとかということも出ているということも一つの動きとして出ています。ある意味では、例えば、置戸で申し上げますと1967年ですから、もうかれこれ半世紀ぐらいたつという状況でありますので、改めて町長としては、個人的には、首長会議のメンバーには、個人というよりも首長として入っておりますけども、非核平和宣言の前提としては、議会、住民の世論の中で町長にこの非核平和宣言を行うべしという状況の中で、私は決断をしたいと考えておりますので、今の段階で自らこの平和宣言を行うという考えに立ってはおりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） いろいろなこと、現況も含めて考えますと、いろいろあるかとは思いますが、最後に一つだけ、これ実際の非核平和の村という宣言をした、これをちょっとご紹介して、最後に終わらせたいと思いますが、これ後志になります島牧村議会、これもう相当前に、昭和63年に宣言を決議しているんですが、これ結構私も非常に短い宣言ですけども、ああなるほどなと思って見て、あるいは聞いて印象に残ったのでちょっと若干短いので朗読して終わりたいなと思いますが、「世界の平和と安全、人類の幸福は世界諸国民の共通の願いであり、最も崇高な責務である。

核兵器は人類社会はもとよりすべての生命存続に深刻な脅威を与えるもので、絶対に容認できるものではない。

我が国は世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならないことを強く主張すべきである。

非核三原則（つくらず・持たず・持ちこませず）を完全に守り、美しい郷土の自然と文化を守り、平和な未来を子供達に引き継ぐことは、我々の責務と義務である。

ここに島牧村は、恒久の平和を願い、幸せな村民生活を守る決意を表明し、核兵器の全面禁止を求め、平和と安全、人類の幸福を願い『島牧村平和非核宣言』の決議を行うものである。」

これは島牧村の宣言です。こういったようなことというのは、やはり皆で共有していつはどうかという思いが私にありますので、今後ちょっと検討もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 工藤君、ちょっと待ってください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

工藤君。

○5番（工藤弘喜君） それでは、何かすごく慌ただしい質問になって申し訳ないんですが、最後の項目に入っていきたいと思います。

ジャガイモシロシストセンチュウ対策についてであります。

8月19日、農水省は馬鈴しょ生産に大きな被害を及ぼすジャガイモシロシストセンチュウが網走市内のほ場において、国内で初めて確認したとの報道がありました。

この問題は本町農業にとっても看過できないものです。

この件について、次の点について町長の考えを伺います。

①、国や道をはじめ、各関係機関はどのような対応をとることになっているのか。

②、本町としての対応をどのように考えているのか。

これについて、お伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「ジャガイモシロシストセンチュウ対策について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「国・道をはじめ各関係機関はどのような対応をとることになっているのか」のお尋ねであります。8月19日に農林水産省から都道府県知事に対して発生確認の情報提供が文書をもってなされ、また、一般向けには同日付けのプレスリリースとして農林水産省のホームページ上に掲載されております。

市町村に対しては、道から8月21日に文書をもって情報提供がなされ、その内容は、今後、国が発生地域の近隣市町村でシロシストセンチュウ発生範囲調査を実施することとなった場合、調査協力が得られるよう生産者等へ情報提供することおよび土壌の移動防止等のまん延防止対策を講じるよう検診体制の強化を要請されたところでございます。

現在、国では発生範囲を特定するための調査を実施中であり、今後の対策については、調査結果を踏まえつつ、有識者を参集した対策検討会議において検討するとされております。

一方で、オホーツク地域の14農協などで構成するオホーツク管内農業団体ジャガイモシロシストセンチュウ対策本部では、国の調査とは別に、初動対応として自主検査を実施しているところでございます。

次に、2点目の「本町としての対応」についてのお尋ねであります。本町では平成19年にジャガイモシロシストセンチュウが発生確認されたことから、その経験を生かし、今般のシロシストセンチュウ発生の情報提供に関して、きたみらい農業協同組合と協議し、町内の商系業者に関連文書を持参した上で、新たな病虫害発生への注意喚起とこれまでどおりのまん延防止対策への協力を求める旨を職員が出向き説明をしているところでございます。

また、農業者へは農協および生産者組織等の連名で発生確認の情報提供がファックスで農協から送信されております。

今後の対応について、9月9日にオホーツク総合振興局主催で行政およびJA、農業関連業者などを幅広く集め、シロシストセンチュウ発生に関する初会合が予定されており、そこでの情報収集に努めるとともに、農協や町内生産組織等を中心としたこれまでのジャガイモシロシストセンチュウまん延防止対策に、今回のシロシストセンチュウまん延防止を含

めた観点で本町として対策を講じてまいりたいと思いますし、地元にある北見農業試験場に対しジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の開発要請をしてみたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをしましたので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） この問題につきましては、本当にこういうことが本当にあるんだと改めて私も農業やりながら、私も昔、種馬鈴しょを作りながら、横浜の植物防疫所の職員の方々ともいろんな懇談をしたり、あるいは、その中で一杯飲んで、いろんなことの中でこのジャガイモシロシストセンチュウとシロシストの問題について、結構教えていただいた経過もあります。まさか本当にこの近いところでこうなるというふうには思ってもいませんでしたが、この大変さというのは、改めてここで私の方から言うことは何もいたしませんけれども、もう既にご承知だと思いますが、やはりこれが入ることによる影響というのは、単なるイモが作ることができなくなるというばかりじゃなくて、さまざまな一般畑作に及ぼす影響も含め、あるいは現在も本町には、ジャガイモシロシストセンチュウというのがちょっと発生しっちゃっていますが、そのことによる農地の移動も含め、本当に困難な状況が生まれてきます。そういう意味で、やはり相当な認識を持ちながら、危機意識を持ちながらあたっていただきたいなというふうに思っております。この問題については、オホーツク管内農業団体のこのセンチュウ対策本部の要綱なんかを見ますと、既に先ほど答弁の中でも言われていますように、国が今回の網走近辺の、これジャガイモシロシストセンチュウの抵抗性の品種をまいたところでシロシストが出ちゃっているわけですから、その辺の部分も含めて、今、国が土壌検診をすると、植物検診もしながら土壌検診もしながら進めていくということと同時に農協団体としても自主防衛といいますか、自主取り組みといいますか、先ほどの答弁にもあったようなかたちで進めていくということになっています。その中でも行政との連携というふうなこともうたわれていますので、再度どのように考えておられるのかということを知りたいんですが、その前に一つだけちょっと確認させていただきます。発生の原因のいわゆる特定と発生範囲、今どこまで広まっているかということについての連絡というか、お話というのは現時点でありますか。どこの、例えば、網走のあるほ場ではありましたが、それが例えば東藻琴を越えてきたとか、美幌を越えてきているとか、そういうふうな状況とか、そういうふうなお話というのはされていますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今回、シロシストセンチュウの関係でありますけども、議員ご意見のとおり担当としてもすごく重大に思っておりますし、この対策については、万全を期してやっていきたいと思っております。それを踏まえて、今、ご質問のありました発生原因、それから、範囲ということであります。発生原因については、今回の調査において明らかになるかどうかというのは、ちょっとわからない状況でありますけども、発生範囲については、検査の回数としまして、順序を追って説明させていただきますと、まず、網走市内の農家の方からジャガイモの生育が悪いということで普及所の方に連絡があり、普及所の方から道の方に連絡をして検査をしたと。その時点でシロシストセンチュウ

だということで、国の農水省の方の検疫の方に調査をして最終的に国の方でも確認されたということで回答でも説明しましたとおり8月19日に公表がされております。その後にオホーツク管内のJA関連の組合長会において自主検査をしております。その検査については、日本農業新聞に書いていますとおりほ場の検査の場所は明確にはされておられませんけれども、確認はされていないということで農業新聞の方に確か9月8日の農業新聞に掲載がされております。あと第2回目の農水省の調査の結果でありますけれども、これの結果については、今日の実は午前中に、このシストセンチュウの説明会議がありまして、一応、9月の中旬に発表がされると、公表がされるというふうに聞いております。その中の説明会においても網走市と、個別にどこどこという話の公表はされないというような話を聞いております。

それと質問にはなかったことでありますけれども、今回のシロシストセンチュウについての報道の関係でありますけれども、担当する者として、一言お願いしたいのは、この病気が出たからということで、食べても人畜に影響がないということだけは一般の方についても理解していただきたい。この病気が発生した場合については、議員、質問をされたとおりいろんな部分で影響が出てきます。農業の関係、それから販売の関係ということに関わりますので、十分配慮して私どもも公表含めて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） なぜこの範囲の特定というのが大事なのかということになりますと、ジャガイモシストセンチュウの場合もそうでしたけれども、これはやはり人が行き来することによって持ち込むという問題があります。そこで行政の役割というものもあるのかなというふうに私は思っているんですが、経済団体である農協の組織としては、いわゆる農産物の移動も含め、ここはでんぷん、馬鈴しょ移送も含めて非常にリスクの高い地域での、もっと言えばJAきたみらい、訓子府も含めて、行き来のしているようなところであり、だからそういう部分では農協も相当危機感を持ってやっているのではないかなというふうに思います。もう一つは、そういう行き来だけではなくて、一般の人たちがたまたま向こうのは場なりそういうところに行って帰ってきて自分のところの町に来ると。そういうことからリスクは大きいんだというのは、防疫所の方たちのお話にもやはりありました。そういう面での、これは相手にとって、いわゆる発生源の人たちを被害者、加害者の目で見るとはなくて、それは配慮が非常に必要な部分です。大変な被害者でもありますから、ただ、そこら辺の配慮もしながら人の行き来も含めて、こういうことがあるから気を付けましょうねという、やはりそういうふうな啓蒙も含めて非常に大事になってくるんですよということがいわれています。だから、そういう面からもぜひ行政サイドでも注意深く、発生の範囲も含めて、そういう伝えを確実に捉えながら、そこに例えば親戚がいるとか、友達がいるとか、機械を買いに行くとか、何か取引があるとか、今、農家というのは非常に行動範囲は広いですから、だからそういう面での、農家ばかりじゃなくて、一般の町民の方も含めて、そういう部分での啓蒙もやはり大事になってくるのかなというふうに思っているところです。これジャガイモシストセンチュウと比べて本当にひどい大変なことになるという意識だけは私は持っていますので、これだけはぜひ肝に銘じて行政サイドでも考えて取り組んでいただきたいなというふうに思います。町長には、この点に関

していけば、やはり町長としての、そういう発言のできる場で発言していただきたいのは、侵入経路の解明だとか、あるいは先ほどの答弁にもありましたけれども、抵抗性品種の問題、あるいは何ていいますか、原因究明も含めて、あるいは今言ったようなことも含めて、ぜひ他の町村長さんとの協議の中でもお話し合いをしていただきたいなというふうに思っています。もちろん対策本部である農協関係の皆さん方との協調というのは欠かせないものでありますから、ぜひそこの連携も取りながら、取り組んでいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 既にですね、町村会の集まりの中でもこの問題については、ちょっと議論になっておりまして、これ甚大なる影響が及ぼすんだということで、早急に行政と農協の連携や地域的な枠を実際の枠を乗り越えて総合的な対策が必要なのではないかという話し合いが今、出ているところでございますし、今日の話の結果はどんなかたちでオホーツク総合振興局で提案しているかわかりませんが、議員のご指摘のように、町長として、いろんな立場から発言をしていきたいというふうに考えています。私が最近言っているのは、1点目、我々の町は平成19年、私が町長になったときですけども、ジャガイモシストセンチュウがほ場の中で発見されてきている。それがかなり移動したり、いろんなことがあったという経験を持っています。これについては、やはりこの経験をできるだけ生かして手厚いというよりは、行政としても可能な限り支援をしていく必要があるだろうと。これは車の洗浄や出入りの流れの問題等についても私どもの町は大変希少な経験をさせていただいたということもありますし、それからある意味では、風評被害的なものも、先ほど課長から申し上げましたように、これらも十分配慮しながら防疫体制をきちんとしていかなければならないということが、まず1点目です。

2点目に言っているのは、この間も北見農業試験場の場長も含めた話し合いをする機会を設けましたので、試験研究の中身の問題を含めて非常に予算的に厳しいという状況も場長の方からもなされておりますから、やはり試験研究機関がこういった状況にちゃんと対応できるような、より一層手厚いような行政的な支援というものは北海道はもっと考えていかなければならないんじゃないかということも言っていますし、私どもの町でいいますとスノーマーチを一つの普及をして抵抗品種を普及していったという経緯もございますから、合わせて新たな抵抗品種の開発等々も含めて農業試験場の果たす役割も非常に重要だというふうに考えておりますので、これらも総合的に捉えながら、シロシストについての対応を行政としても訴えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

最後に時間がないんですが、本当にはしよった中での1点だけ、確か3月でしたか取り上げた、ちょっと触れたことですが、アメリカ合衆国産馬鈴しょ生産、いわゆる生塊茎のアメリカの採れたイモです。アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要綱だとか、要領だとか、アメリカ合衆国産のばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則、この問題がいわゆる植物防疫法との関わりの中で2月に一部改正されまして、これが今、実施されています。この関係について、私たちのJAきたみらいの訓子府支所の若手

の職員の方からもいろんな資料、ちょっとこれこうなっているんだという話が緊急にありまして、それで今、質問しているんですが、これは一定の限定された条件の中でアメリカのアイダホだと思んですが、チップ用のイモが入ってきています。これは実質そういうふうにして平成18年に元々の法律ができたんですが、これを今年の2月にそれをさらに規制緩和といいますか、緩めてくれという、そういうアメリカの要望もありまして、実際には、平成24年の8月からアメリカからイモは入っています。この前段の規定に基づいて、それをなかなか大変だからというか、向こう側の都合もあって輸入の規制を緩めてくれというふうなことなんです。こういったことがある中で、何で規制が本来起きたかという、その中身なんですが、米国では検疫有害動植物であるジャガイモシロシストセンチュウおよびジャガイモシストセンチュウが発生しているため、我が国は植物防疫法に基づき、これらの規制対象となる植物について、同国からの輸入は禁止をしている。これは最初の法律です。しかしながら、ポテトチップ加工用の米国産馬鈴しょ生塊茎については、平成18年2月よりジャガイモシロシストセンチュウおよびジャガイモシストセンチュウが発生していない地域で生産された馬鈴しょであること等の特定の条件を満たすものについては、同国からの輸入を認めるというふうに前段はなっていました。これを今回、2月に先ほど言ったように緩めてくれというかたちになりました。その中では、いろいろ限定されていますから、いろいろあるんですが、実際これに基づいて、職員からのお話の中では、やはり輸入されて今、コンテナの中で鹿児島、ここは鹿児島が限定的に、鹿児島の港に入るようになっているんですが来ています。そして、あくまでもこの法律そのものはシロシストセンチュウというのが日本にないから、そう簡単には入れてはいけないよという法律だったのが、今回それは後追いなんですが、シロシストセンチュウが日本でも出たんじゃないかと。だったらもっと大手を振って入れてもいいんじゃないかという議論につながってはまずいのではないかという心配なんです。これは本町の馬鈴薯耕作組合も含めて、あるいは農協の職員の方々も含めて、真剣になってこの問題で心配をされているということです。これに対して、パブリックコメントというものを農水省は設けて、それに対して訓子府も結構意見を上げています。その中では、今回はこの輸入拡大に向けて本来限定された期間だけであったのを、その期間をさらに延長してやっているという経過もありますので、さらに輸入拡大につながっていくような懸念があるこの問題に対してぜひ行政サイドからも関係機関に、いけば農水も含めて、やはり意見を上げていただきたい。同時に農協の方も、これはいろんなデリケートな問題あります。農協としても加工の品種を今、扱って、これから何とかしていかなきゃいけないというものもありますから、そういう問題を農協との協議をしながらでも、やっていかざるを得ないんでないのかなというふうに思いますが、その点について、この資料につきましては、村口課長と町長の方にはいると思いますが、そういう中身でありますので、ぜひご覧になっていただいて、今回のパブリックコメントにおける意見なんかも今回ちょっと出させてもらっていますので、これをぜひ読んでいただいて、そういった部分も含めて、今回のシロシストの対策に合わせて、やはり発言をしていってほしいなというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

あと2分です。

○町長（菊池一春君） 村口課長を通じてアメリカ産のポテトチップスの加工用生産のシロシストセンチュウの発生の疑いも含めた、あるいはまたパブリックコメントとしてやっているという資料をちょっと斜め読みを、時間がなかったもので斜め読みをさせていただきました。いずれにいたしましても、議員もご指摘のとおり、これらに対しては、日本の安心・安全の食料をいかに守っていくのかということとは基本だと思いますけれども、残念ながら、例えばBSEの問題にしても口蹄疫の問題にしてもアメリカからの牛肉の輸入についても相当な圧力がかかりながら後退しているというのが現状でありますし、最近の問題、別の問題でいきますと、ミツバチの農薬に関する問題もアメリカの安い肥料によって、ミツバチが巣箱に帰ってこないという状況がどうやら上川からこちらの方にまで出てくると。こういう問題も私自身は可能な限り関係省庁や、あるいは北海道に対しても意見を述べながら、防いでいただきたいと。何とかならないのかということも含めて発言してきておりますので、今回のシロシストについても同じような立場でこれからも主張してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤君。

○5番（工藤弘喜君） これをもちまして、私の一般質問を終わらせてもらいます。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することと決定いたしました。

明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集お願いいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労様でした。

散会 午後 4時21分